

平成28年 第4回 定例会

田原本町議会会議録

平成28年12月5日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番 牟田和正君	2番 阪東吉三郎君
3番 森井基容君	4番 安田喜代一君
5番 森良子君	6番 古立憲昭君
7番 西川六男君	8番 竹邑利文君
9番 辻一夫君	10番 吉田容工君
11番 植田昌孝君	12番 松本美也子君
13番 小走善秀君	14番 吉川博一君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 坂本定嗣君 議事係長 森惠啓仁君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 森章浩君	総務部長 持田尚顕君
住民福祉部長 中屋敷晃弘君	産業建設部長 森博康君
上下水道部長 山田英二君	人事課長 三浦明君
監査委員 井上喜一君	教育委員長 田部井紀美子君

教 育 長	片 倉 照 彦 君	教 育 部 長	竹 島 基 量 君
選 挙 管 理 委 員 会	北 田 喜 史 君	農 業 委 員 会	山 内 章 司 君
事 務 局 長		事 務 局 長	

平成28年田原本町議会第4回定例会議事日程

12月5日（月曜日）

○開 議（午前10時）

○一般質問

1. 8番 竹 邑 利 文 議員

1. 大きな宝、子どもたちの為に

- (1) 家庭教育の支援について
- (2) 起立性調節障害（OD）について
- (3) 子ども食堂について

2. 本町の独自性について

本町の独自施策をどう生かすか

2. 10番 吉 田 容 工 議員

1. 公共交通について

- (1) 町長は、誰もが気軽に外出できる町にしたいですか？
- (2) 町は、公共交通を充実させるために協議会に対して、積極的な提案をするのか？

2. 就学援助費について

- (1) 教育委員会は就学援助制度をどのように認識しているのか？
- (2) 今年度まだ対応されて無いようですが、本町は来年度どう対応するのか？
- (3) 来年度に向けた本町の新たな子ども子育て支援策は何か？

3. 唐古の資材置き場について

- (1) 当該会社(株)K-TECHや(株)I・T・Oが県、町等と交わしている約束事とは何か？
- (2) 町として資材置き場撤去に向けた対応をするのか？

4. 幼稚園の耐震強化について

(1) 町長は、本町近辺では当分の間地震が発生しないと考えているのか？

(2) 来年度、全ての幼稚園の構造耐震指標 I S を 0.7 以上にするのか？

3. 11 番 植 田 昌 孝 議員

ふるさと納税について

(1) 「ふるさと納税」による本町全体の収入の増減は。

(2) 現在の取組みと今後の対応について

4. 2 番 阪 東 吉 三 郎 議員

1. 清掃工場跡地の活用について

清掃工場の跡地の活用について

2. 公用車のドライブレコーダーの活用について

公用車のドライブレコーダーの活用について

3. 中学校の部活動について

中学校の部活動の休養日について

4. 凍結防止カーブミラー取り換えの進捗状況について

凍結防止カーブミラー取り換えの進捗状況について

5. 12 番 松 本 美 也 子 議員

1. 交通事故防止のために

登下校時の反射タスキの着用義務化について

2. 子ども議会について

子ども議会の開催について

○総括質疑（議第 44 号より議第 60 号を除く議第 62 号までの 18 議案について）

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

○議長（西川六男君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。
よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

一 般 質 問

○議長（西川六男君） 一般質問を議題といたします。

なお、質問については念のために申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により3回を超えることはできません。

暫時休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時01分 再開

○議長（西川六男君） それでは、質問通告順により順次質問を許します。8番、竹邑議員。

（8番 竹邑利文君 登壇）

○8番（竹邑利文君） おはようございます。議長のお許しを得まして一般質問させていただきます。

1. 大きな宝、子どもたちの為に。

（1）家庭教育の支援について。

教育に関する保護者の意識調査では、ほとんどの保護者が家庭の教育力低下を懸念されている。家庭教育に関して過半数以上の保護者が悩みを抱えておられます。核家族化や近所づき合いの希薄化が要因と思料する。

教育基本法第10条第2項には、家庭教育の支援がうたわれております。子育てに悩む家庭、子育てに関心の低い家庭など、家庭教育力の向上を図る支援について本町の取り組みをお答えください。

（2）起立性調節障害（OD）について。

起立性調節障害は、思春期の子どもが朝起きられなくなる病気で、好発年齢は1

0から16歳で、小学生の約5%、中学生の約10%に見られます。朝起きると立ちくらみが生じ、症状が重くなると起き上がることで体がつらくなり、頭痛や嘔吐等を伴うこともある。体の急激な成長により自律神経のバランスが悪くなり、脳などに流れる血液不足により生じると見られ、体質などが関係していると考えられている。不登校の生徒の約3割は、この病気を発症している可能性が高いとされている。本町の現状についてお答えください。

(3) 子ども食堂について。

主に貧困家庭や孤食の子どもたちに無料や安価で食事を提供する民間の取り組み「子ども食堂」は、全国的に拡大している。北九州市では、全国の自治体に先駆けて、2016年度の開設を目指し、子ども食堂を設ける方針を固めたとのことである。

この取り組みの拡大は、子どもの貧困率が高いことが背景にある。本町では、子ども政策の企画、調整、調査などを目的に、こども政策改革推進室が設置されました。本町における子どもの貧困の現状と今後の取り組み、子ども食堂についてお考えをお答えください。

2. 本町の独自性について。

現状での本町の執務形態とすれば、国、県の委託業務が8割を占めている。ほかの自治体もほぼ同様であるが、残り2割の町独自の施策が町の未来を左右する。本町の発展のため、この独自施策についての方向性、公約の実現に向けた町長の考えをお答えください。

○議長（西川六男君） 町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 8番、竹邑議員の第2番目、「本町の独自性について」のご質問にお答えをいたします。

私が町長に就任し1年近くになりますが、前町長時代から取り組んでいる唐古・鍵遺跡の史跡公園や道の駅の整備、中学校給食の実施など継続事業の完了に向け、まずはしっかりと進めているところでございます。

議員お述べのように、地方自治体の行政は、国の法令や国庫補助金などによって自由度が制限される面がありますが、一方で、それらの財源をうまく活用し、地域

の課題を解決しながらまちづくりを進めていくための創意と工夫が必要と考えております。とりわけ、先日、基本構想をご議決賜りましたが、来年度は第4次総合計画のスタートの年となります。本町に暮らす誰もが生き生きと活躍でき、日々の暮らしを楽しむことのできる町、暮らしの満足度の高い町を目指すため、計画的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

それは、子育てや定住施策にまず重点を置きながら、そのための雇用の創出であり、観光振興などによる交流人口の増加やにぎわいの創出による地域活力の向上であり、また人口減少の中にあっては、増加している高齢者への対応など多くの課題に向き合いながら、誰もが本町に暮らしたい、暮らし続けたいと思えるまちづくりに取り組んでまいります。

そこで、施策の方向性についてでございますが、私の公約であります「3つの未来創り」を中心に、着実かつ迅速に進めてまいりたいと考えております。

まずは、「子育て」です。最優先で取り組みますのは就学前教育で、現在の本町の幼稚園では定員に達していない状況ですが、保育園では待機されている児童がおられるというアンバランスな状況が続いています。このような状況から、幼稚園での預かり保育のモデル事業を実施しておりますが、来年度からは全園でのモデル事業を実施したいと考えております。また、認定こども園の実施も視野に検討中であり、子育て世代を積極的に支援してまいります。

2つ目は、「企業誘致・商工業の振興」です。現在、京奈和自動車道田原本インターチェンジ周辺を中心としたエリアで、県との連携による工業ゾーン創出プロジェクトを進めておりますが、本町の立地の優位性を生かしながら企業誘致活動を推進し、女性や若者の雇用の場の確保と地域経済の活性化に取り組めます。また、交流人口の増加や関連産業の活性化に向け、広域観光の拠点と位置づける唐古・鍵遺跡史跡公園や道の駅の整備を着実に推進します。

3つ目は、「暮らしの安心」です。高齢者の方々が生き生きと住みなれた地域で生活を続けられるよう、高齢者の居場所づくりを進めるなど、健康寿命の延伸に取り組めます。それには、高齢者と子どもの接点を持つことで健康の維持につなげていけるよう検討していきたいと考えております。また、安心・安全の暮らしには、防災機能の強化も重要な課題であります。地域防災体制の強化のため、必要に応

じ、防災計画の見直しを図るとともに、引き続き自主防災組織の結成を促進するなど、地域防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。また、通学路については、しっかり点検を行い、安全の確保を図ってまいります。

人口減少時代にあっても元気な町をつくっていくため、議会との連携はもとより、地域や住民の方々と協働を進めながらまちづくりを取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 教育長。

（教育長 片倉照彦君 登壇）

○教育長（片倉照彦君） 失礼いたします。続きまして、第1番目、「大きな宝、子どもたちの為に」のご質問にお答えいたします。

家庭教育は、全ての教育の出発点であります。家族の触れ合いを通して子どもが基本的な生活習慣や生活能力、そして人に対する信頼感や豊かな情操、他人に対する思いやりなど社会的マナーを身につけていく上で、重要な役割を果たしています。しかしながら、子どもは家庭の中で育つわけではありません。学校や地域のさまざまな人たちのかかわり、見守られながら成長をいたします。かつては、親以外にも多くの大人が子どもに接することで、親同士や地域の人々のつながりによって、親として学び、子どもたちを地域の子どもの見守り、地域において子育てや家庭教育を支える環境がございました。昨今では、核家族化や少子化、雇用環境の変化などにより、地縁的なつながりや人との関係が希薄化し、子育てをする環境も大きく変化をしております。

このようなことから、子育てにかかわる全てのことを学校教育に期待をするという保護者の風潮もございます。学校教育と家庭教育という両輪がバランスよく進むことにより、正しい教育、正しい子どもの成長があると考えております。保護者の方々には、家庭教育の大切さ、親子のきずなの大切さを各学校において、学校だより、PTA総会、個人面談、長期休業前の懇談会など、常に周知をいたしております。また、家庭教育の源となる本町の青少年健全育成事業での取り組みにつきましても、引き続き推進してまいりたいと考えております。

次に、起立性調節障害につきましては、本町でも診断を受けた生徒が在籍をしていたことがございました。やはり、朝起きることができず不登校となる時期もあり

ましたが、学校や家族の協力により高校進学を果たしてくれております。

このように、診断書がある場合はもちろんのこと、診断書がない場合につきましても、目まい、立ちくらみ、朝が起きられないなどの起立性調節障害の症状が認められる生徒につきましては、不登校の要因は病気として取り扱っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 中屋敷晃弘君 登壇）

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 引き続き、ご質問にお答えいたします。

我が国における子どもの貧困率は、国民生活基礎調査（厚生労働省）によりますと、平成24年時点で16.3%、ひとり親家庭の子どもにあつては54.6%となり、平均的な所得の半分以下で暮らしている子どもが過去最高の割合となりました。また、生活保護費以下の収入で暮らす子育て世帯の調査では、全国平均は13.8%で、奈良県は11.7%となっております。本町の小学校、中学校で生活保護費の1.3倍以下の収入である要保護、準要保護の申請の割合は、全児童・生徒の9.05%となっております。

子ども食堂につきましては、奈良県内でも約6カ所で運営されていると聞いておりますが、ボランティアの方々が中心となり、公民館やお寺などで月一、二回実施されています。

現在、町が子ども食堂を設けることは考えておりませんが、子ども食堂は子どもの貧困対策だけでなく、地域における子どもの居場所づくりであり、非常に有意義な活動と思われるので、今後も調査研究を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 竹邑議員。

○8番（竹邑利文君） ご答弁ありがとうございます。

（1）に関して、家庭教育とは何か、各家庭では学校・園が全てやってくれると誤解されている。健康、体力、食育、自尊感情、倫理観、信頼感、思いやり、生活習慣などが養われ、それを基盤に学力や社会性、主体性が培われる。少年補導での実態は、家庭環境が70%、本人が25%、社会環境が5%と、いかに家庭環境は大きないろいろな要因になっております。親、子どもにかかわる全ての方を対象

に、親としてのかかわり方についての気づきを促す、また郷土を愛する心を育む教育を充実する、町民が共通認識を向上するために本町も家庭教育支援条例の制定をする考えはあるか、お答えください。

(2) に関して、私がこの質問をしたのは、不登校の児童・生徒が病気なのに怠けていると誤解されていないかを聞いたかったのです。問題がなければ結構です。

(3) に関して、日本の相対的貧困率は16.3%だ、6人に1人の割合になる。生活保護費以下の収入で暮らす子育て世帯の割合が13.8%となり、39都道府県で子どもの貧困率は10%以上となっている。就業しても最低生活費以下の収入しか得ていない、いわゆるワーキングプア世帯の割合が高くなり、厳しい現実社会を象徴した数字になっている。奈良県では11.7%である。浦添市ではPTAが主体となり行っている。県下では生駒市、天理市、高田市、橿原市、斑鳩町、上牧町等、民間主導で自治体がバックアップしている。北九州市では主体で行う方向で決まっている。本町も検討課題となるか、お答えください。

2 に関して、国と地方自治体の行政相違は、外務省と防衛省がないだけである。地方行政は、法、条例に基づいて、国、県の委託業務である。定住自立圏に関して、前町長は2回も一般質問したのに、メリットがないと拒否されたが、森町長は天理市と協定されて本当にありがとうございました。

29年度の予算のヒアリングも始まります。予算書は施策の塊です。予算書を見れば方向性がわかります。本当の意味での初予算です。諸課題を克服して、町長の3つの未来の実現に向けて前進する田原本を築くよう精励、努力してください。よろしくお祈いします。

1つお聞きしたいんですが、川西町では29年度から新1年生全員に制服を支給することになります。町長の公約の中に想定された施策と理解してよろしいですか、お答えください。

○議長（西川六男君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） ご質問ありがとうございます。

まず、家庭教育の支援条例を制定する気はないのかというご質問でございますけれども、答弁にもお答え申し上げましたように、本町では町長を会長としての児童・生徒健全育成の事業、これは他市町村よりもより明確に町部局とそれから教育

委員会、それから学校、地域とということ、いわゆる子育て支援、または家庭教育学級の支援をやっておりますので、今のところ条例の制定については考えておりません。

それから、病気のほうで、不登校のことなんですけれども、先生ご指摘のように、怠けているというようなことでは処理いたしておりません。答弁にもお答えをいたしましたように、中学校のほうで事例もございます。それで、簡単に怠けているということじゃなしに、個々実情を調査いたしまして、いわゆる起立性調節障害というふうに思われるものであれば、病気として原因を追求しておりますし、学校からもそういう報告を受け、教育委員会としても不登校の原因としてそういうふうに認識をいたしております。

それから、これは町長が答えるところかも知れませんが、川西町での制服の無償支給につきましては、これ川西町さんのほうが全国でもトップシェアを占める貝ボタンですね、このことについて子どもたちに知ってもらいたいということで制服を無償で配付されるというふうに聞いております。本町ではいろんな子育て支援は町長お考えですけれども、教育委員会としても子どもたちに制服を配付するということは現在考えておりませんし、町長もほかの支援でやっていこうということで聞いております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 子ども食堂についてですが、県内ではボランティアが中心となっております、先ほど申しましたとおり、公民館やお寺などで実際のところ行っているところとなっております。

そこで、町としてなんですけれども、今後ボランティア等で運営をされる団体がありましたら協力を前向きに行っていきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） 本町の独自の施策についてのご質問でございますが、まず、29年度予算では現在継続している、まず事業を完成させる年でございますので、まず第一優先としてそちらを優先的に進行させていただきたいと思っております。

その中で私の理想とする、公約に掲げているところをどこまで予算で反映させていただけるとのことでございますが、国の補助事業にのっとり、できるところは取り入れていく、そして独自でできるところもどんどん取り入れてはいきたいと思っておりますが、まず最優先としては継続事業の完遂、直近で言いましたら、30年4月に開園を迎えておる唐古・鍵遺跡の公園の整備、そして道の駅の整備、中学校給食の早期実施、これが最優先と考えております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） よろしいですか。

○8番（竹邑利文君） はい。

○議長（西川六男君） それでは、以上をもちまして8番、竹邑議員の質問を打ち切ります。

続きまして、10番、吉田議員。

（10番 吉田容工君 登壇）

○10番（吉田容工君） それでは、通告に基づきまして一般質問させていただきます。今回は欲張って4つも質問しますので早口になるかわかりませんが、よろしくお願いいたします。

まず1番目、公共交通について質問いたします。

町が実施されたまちづくりアンケートの結果では、本町を住みにくいと答えた方が16.4%もおられました。その方々の中で、50.7%の方が交通の便が悪いからと答えておられます。通勤や仕事の関係で不便だからの14.2%を加えると、交通の便が悪いと回答された方が約65%もおられます。住民にとって本町の一番の問題点は、交通の便が悪いことです。マイカーモータリゼーションの進行と人口減少の結果、公共交通機関の経営が悪化し、バス路線廃止、駅の無人化が進んでいます。本町でも、かつて町内を縦横に走っていたバス路線が全廃されてしまいました。その結果、マイカーを持たない人や運転できない人、これは高齢者には限りませんが、この方々は思うように移動することができなくなっています。実際に、図書館に行こうと思っても、タクシーに乗っていかないと行けないので諦めておられる方がおられます。このような方々を移動制約者と言うそうですが、この方にとって公共交通がないということは、基本的人権にかかわる問題です。図書館へ行け

ないことは、教育権の剥奪になります。医者へ行くことを制約されると、生存権の剥奪にもつながります。車で自由に移動できる方には理解できないかもしれませんが、移動制約者にとっては我慢するか、お金を払ってでもタクシーを利用することになります。家計にゆとりがあるわけではありません。命にはかえられません、大きな負担です。移動の可能性を確保することが、あらゆる人々が生き生きと社会的あるいは個人的に活動できる展開するための前提条件と言えます。この議会に提出された第4次基本構想でもその中身が含まれています。

そこで、質問します。町長は誰もが気軽に外出できる町にしたいですか。答弁を求めます。

採算がとれないという理由で、企業が公共交通から撤退する現状では、町が公共交通をコントロールすることなしに移動制約者が自由に移動できる町をつくることはできません。本町は、田原本町地域公共交通活性化協議会を立ち上げて、ももたろう号を走らせたり、やどかり市等に取り組んでおられます。その結果を見ていると、タクシー業界に気を使っておられて、斬新な提案がされません。公共交通を充実させると既存交通と競合するからです。

そこで、町の姿勢が問われることになります。ももたろう号については事前予約ですが、あいていたらすぐにでも乗れる、土日、祝日も運行する、ドア・ツー・ドアを実践するなどの希望にどのように応えるのか、検討さえされていません。国保病院へ走っているバスについても、途中で乗降できるようにする、公共施設間を定期循環バスで結ぶ、いろいろ考えることができるにもかかわらず、地域公共交通活性化協議会では、全く検討されていません。

そこで、質問します。町は公共交通を充実させるために、協議会に対して積極的な提案をするのか、具体的な策があればそれも教えてください。インフラである公共交通を充実させて、誰もが住みやすい町だ、住んでいて楽しい町だと言われる町に少しでも近づけていただきたいものです。

次に、就学援助費について質問します。

経済的に困難な家庭の子どもたちに義務教育を保障するために、就学援助制度が定められています。本町でも、要保護者と準要保護者の基準を決めて実施されています。利用者は現在、小学生で138人、中学校で88人と伺っています。日本の

子どもの貧困率が6人に1人と公表されています。少子化が進む中、今後を担う子どもたちが貧困問題で生活や勉学意欲をそがれることになったら大変なことになります。

そこで、質問します。教育委員会は、就学援助制度をどのように認識されているのか、100点の回答をお願いします。

私は、教育委員会がこの就学援助制度を有効に活用されることを期待しています。ところが現状では、就学援助制度適用判定が4月1日以降、新入学学用品費を受け取れるのは7月になっています。生活費で精いっぱい、要保護者、準要保護者にとって、立て替え払いは大変な負担です。この実態を受けて文科省は、平成27年度要保護児童・生徒援助費補助金の事務処理について通達を2015年8月24日に出されています。そこには、要保護者への支給は年度の当初から開始し、各費目について児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することができるよう十分配慮すること、特に新入学児童・生徒学用品費等と明記し、各市町村教育委員会は予算の確保等、当該事業が適切に実施されるようご指導願いますと書かれています。

そこで、質問します。今年度まだ対応されていないようですが、本町は来年度どう対応されるのか、答弁をお願いします。

ちなみに、この通達を受けて積極的に対応されたところの事例を紹介させていただきます。東京板橋区では、小学6年生で就学援助を受給している世帯については、中学入学前の3月に入学準備金を先行支給しています。福岡市では、小・中学校に入学予定の保護者に対して、3月中旬から入学準備金を保護者の口座に振り込んでいます。新潟市では、入学準備金を3月に支給しています。県内でも王寺町は来年から入学準備金を3月に支給することを決めておられます。本町も速やかに対応されることを求めます。

本町は、この10月にこども政策改革推進室を設置されました。子ども・子育て支援事業を積極的に展開されることだろうと期待しています。まだ具体的な内容が示されていないので、私の期待するところを少し披露させていただきます。

先ほど竹邑議員からも指摘がありましたが、川西町は来年の小学校入学児童に制服を支給されるそうです。既にPTA役員等関係の皆さんに説明されています。将

来川西町を支えてくれる子どもたちへのプレゼントです。また、全国的には学校給食費の助成や無料化が広がっています。

そこで、質問します。来年度に向けた本町の新たな子ども・子育て支援策は何か、具体的な内容を示されたい。子ども・子育て推進のために新たな課を設置された意気込みを示されることを求めます。

次に、3番目に、唐古の資材置き場について質問します。

先日のタウンミーティングで、全国から40万人来ていただくことを目標としておられるのに、ストックヤードが目の前にあると違和感がある、善後策を考えてほしい。自治会として4回会社と協議したが、物別れに終わった。環境に興味のない会社と見受けられるなどの意見が出されていました。たくさんの方が心配されています。唐古・鍵史跡公園のテーマは、弥生の風景の再現と弥生時代の追体験です。目の前に金属片が山積みされていると、弥生の風景と全く違う景色となります。公園自体が台なしになります。町担当部長は、産廃が持ち込まれるなど違法行為、目的外使用等が見受けられると速やかに対応しますと答弁されています。

そこで、質問します。当該会社、株式会社K-T E C Hや株式会社I・T・Oが県、町等と交わしている約束とは何か明らかにされたい。

唐古・鍵史跡公園は、今後本町の新しい顔になる施設です。また、道の駅は今後の活性化を期待されている施設です。完成するまでに公園のイメージを壊すような環境になることは大変なダメージです。

そこで、質問します。町として資材置き場撤去に向けたどのような対応をするのか、断固たる対応を求めます。

4番目として、幼稚園の耐震強化について質問します。

さきのタウンミーティングで、主要施策の中に幼稚園耐震化事業が含まれていました。町長は、構造耐震指標I sが改善したことを説明されていました。それとともに、まだ十分ではないことも話されていました。ところが、構造耐震指標I sを0.7以上にすぐ取り組むとの話はありませんでした。

そこで、今年どれだけ地震が発生したか紹介します。震度5弱以上の地震は28回発生しています。熊本、大分での発生が多いのですが、震源地は沖縄本島近海、鳥取県中部、茨城県北部・南部、青森三八上北地方、北海道内浦湾と、南から北ま

で全国で発生しています。奈良県でも震度1、2ですが、吉野地方で多発しています。この通告をしてからも11月19日は和歌山県の南部で震度4、しかも田原本は震度3でした。また、22日は福島沖で5弱の地震が2回も発生しました。そもそも南海地震はいつ発生するかわからないと危険性が指摘されています。ここは安全という場所はないということです。

そこで、質問します。町長は、本町近辺では当分の間地震が発生しないと考えているのか、答弁を求めます。

国からは公共施設等総合管理計画を策定するよう求められています。その目的は、公共施設の集約と行政サービスの後退です。この考えからすると、将来取り壊す施設に耐震補強とはいってもお金をかけるのはもったいないことになります。本当にそれでいいのでしょうか。園児の命を守ることを第一に考えることが大切だと私は思います。今通学途上での事故でたくさん子どもたちが危険な目に遭っています。ましてや、幼稚園で学習中に地震で犠牲になった。しかも、耐震補強が必要と指摘されていたのに、工事費をけちって補強していなかったとなれば、世間は何をやっているんだと大変なことになります。子ども・子育て施策を重視してこども政策改革推進室を設置された町長がじっくり考えたらおわかりだろうと思います。まず、公共施設の耐震補強を実施し、利用者の安全を図ることです。子どもたちの命を最優先することです。

そこで、質問します。来年度全ての幼稚園の構造耐震指標I_sを0.7以上にするのか。町の将来を担う子どもたちが屈託のない笑顔で駆け回る町、子どもを大切に育てる町であり続けてほしいという強い思いを示して、私の一般質問とします。

○議長（西川六男君） 町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 10番、吉田議員の第1番目、「公共交通について」の質問にお答えいたします。

議員お述べのとおり、昨年度に実施いたしましたまちづくりアンケートで、暮らしにくいと答えた方の多くが、「交通の便が悪い」との回答でありました。そこで、現在策定中の総合計画の中でも、移動に制約のある方の日常の暮らしに対応できる交通サービスの充実をまちづくりの課題として位置づけたところでございま

す。

総合計画では、「子どもから高齢者まで誰もがいきいきとした暮らしを楽しむまち たわらもと」を町の将来像として、誰もがいきいきと活躍でき、日々の暮らしを楽しむことができる町を目指してまいりたいと考えており、移動に制約のある方が暮らしに必要な移動ができるような交通環境の整備に取り組んでいくことで、誰もが気軽に外出できる町の実現に少しずつ近づいていけるものと考えております。

次に、田原本町地域公共交通活性化協議会に対しての提案のご質問でございます。

まず、病院利用者の移動手段として、田原本バスセンターと国保中央病院間を運行している国保中央病院線が運行収支の不足分を病院が負担されておりますが、病院経営の効率化から現在の運行を確保し、別の輸送形態で対応するとのことであり、現在の赤字負担がなくなることや、代替措置が確保されることから、奈良交通から退出の申し入れがあり、過日、本町の地域公共交通活性化協議会において承認され、来年4月1日から休止となるところでございます。

現在、既存の公共交通を補完するという意味から、デマンド型タクシーももたろう号を運行しております。これまでの取り組みとして、予約時間を前日の午後4時までから利用便の3時間前までに短縮し、また運行時間を午後5時までの1時間延長し、さらには午前9時台、10時台をそれぞれ1便ずつ増便するなどサービス拡充を図りながら運行してまいりました。登録者数、利用者数は年々増加していますが、登録者数約1,900人のうち実利用者数が約330人であり、実利用者率は18%で、一部の方の利用という状況です。

このような状況から、今現在は、交通弱者など移動に制約のある方々の外出支援のための手段としては、ももたろう号が基本であると考えております。来年度は、ももたろう号の運行委託期間3年間の最終年度でもあり、今の制度をどのように改善、工夫していくのがよいのか、また新たな方策があるのか、いろいろな事例を参考にしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 教育部長。

（教育部長 竹島基量君 登壇）

○教育部長（竹島基量君）　続きまして、第２番目、「就学援助費について」のご質問にお答えをいたします。

就学援助制度につきましては、学校教育法第１９条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助を与えなければならないとされており、本町でも経済的理由により就学が困難な町内居住の小学生または中学生の保護者に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費などの援助を行っているところで、全ての子どもたちが教育をひとしく受けるためには、大変重要な制度であると認識しております。

次に、入学準備金を３月に支給する入学前支給について、東京都板橋区や福岡市、新潟市、王寺町の例を紹介していただいておりますが、奈良県内では恐らく初めてだと思うのですが、今年度から３月に入学準備金を支給される王寺町では、この費用の会計年度が通常の前年となるため、このたびの１２月定例議会に補正予算案を提出されると聞き及んでおります。

本町では、新入学準備金につきましては、現在、保護者が一旦負担した後に定額による支給を行っているところでありますが、議員のご指摘のとおり、新入学に必要な学用品費だからこそ、購入する時期を考慮した支給のあり方についても検討していくべきであるとは考えております。

新入学準備金の支給時期の前倒しにつきましては、学校における申請受け付け事務の負担、保護者への周知方法、受給後に他市町村に転出し田原本町立の小・中学校に入学されなかった場合の対応など、さまざまな課題もございますので、今後、実施方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、第４番目、「幼稚園の耐震強化について」のご質問にお答えをいたします。

まず、田原本町に大きな影響を及ぼす可能性のある地震としては、内陸型地震である奈良盆地東縁断層帯地震と海溝型地震である東南海地震、南海地震が想定されますが、それらの発生確率は低いものではないことは認識しております。

学校施設の耐震化につきましては、小・中学校の場合、事業費の平準化及び財源の確保等を考慮し、耐震診断の結果により優先順位をつけた耐震補強工事年度別計画を平成１７年度に立て、平成１８年度から２７年度にかけて行ってまいりまし

た。

幼稚園の園舎につきましては、ご案内のとおり、耐震診断基準値 I s 値が震度 6 から 7 程度の規模の地震で倒壊または崩壊する危険性が高いとされる 0.3 未満の園舎 7 棟について、耐震補強工事に係る補正予算案を今年の第 2 回定例会でご議決をいただき、夏休み期間中を中心に工事を行い、9 月末に完了いたしました。

このたびの耐震補強工事では約 1 億円の事業費を要し、5 つの幼稚園で現在使用している 10 棟の園舎の耐震診断基準値を震度 6 から 7 程度の規模の地震で倒壊または崩壊する危険性があるとされる 0.3 以上のレベルにすることができました。決して、この段階で大丈夫と考えているわけではございません。今後は、文部科学省が定める耐震性能 0.7 以上の確保に向けて、小・中学校の耐震補強工事と同様に計画的に事業を進めてまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 中屋敷晃弘君 登壇）

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 続きまして、第 2 番目、「就学援助費について」のご質問にお答えいたします。

子どもを育てやすい環境整備、とりわけ就学前教育環境の整備は大変重要であるとの認識をいたしております。本年 10 月には、今後の子ども政策の方向性や業務内容の改善を推進すべく、こども政策改革推進室を設置し、専門的に調査研究を始めているところでございます。

昨年 3 月策定の田原本町子ども・子育て支援事業計画策定時に実施をいたしました子育て支援に係るニーズ調査によりますと、望ましい子育て環境と必要な支援について意見が多く寄せられた順に、身近に公園や遊び場の設置、待機児童対策、相談支援や気軽に相談できる環境の充実でございました。

これらの意見を踏まえまして、来年度に向けた新たな子ども・子育て支援策として、まず待機児童対策について、こども政策改革推進室において待機児童の質について研究した結果、子どもが 3 歳になったころから預けたいといった潜在的なニーズに対して、保育園の入園が難しく、やむなくゼロ歳児からの入園を希望されるといった声が窓口に寄せられていることから、幼稚園での預かり保育を実施すること

により、こうしたゼロ歳児の待機児童が減少するのではと判断し、来年度より本年9月から行っております幼稚園での預かり保育モデル事業を拡充して実施してまいります。

また、認定こども園につきましては、就学前教育の重要性の認識のもと、幼稚園での預かり保育の利用状況などを踏まえながら、引き続き検討してまいります。

次に、相談支援や気軽に相談できる環境の充実に対しましては、妊娠期から子育て期にわたるまで、さまざまなニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ窓口である子育て世代包括支援センターの設置や、幼稚園と保育園の入園などの手続きに係る窓口の一元化など、相談支援環境の充実に取り組んでまいります。

最後に、身近に公園や遊び場の設置に対しましては、就学前児童、特に乳幼児が安心して伸び伸びと遊ぶことができ、かつ知育といった観点からの遊び場の環境づくりの研究に取り組んでおります。

以上、新たな子ども・子育て支援策についてご説明いたしました。今後も子育て世代のニーズを把握し、子育てしやすい環境を整え、子育て世代の定住促進につなげていくといった観点から政策を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森 博康君 登壇）

○産業建設部長（森 博康君） 続きまして、第3番目、「唐古の資材置き場について」のご質問にお答えいたします。

唐古の資材置き場につきましては、今年の3月議会及び9月議会での森議員の一般質問において答弁いたしましたとおり、当該地の使用目的は建築用・建設用資材を置くための資材置き場として許可をとられ、使用されているものと町は認識しているところでございます。K-T E CやI・T・Oとの約束事につきましては、県の廃棄物対策課に確認したところ、交わしているということはないとのことであり、町におきましても、当該事案について約束事を交わしたということはありません。

次に、資材置き場の撤去につきましては、先ほど申し上げましたとおり、町としては資材置き場として認識しており、またK-T E Cは奈良県公安委員会から古物

商、金属くず業の許可を得て金属類等の買い取りを行っておられ、現状では産業廃棄物を取り扱っているとは認められない状況であり、県においても現状では有価物として取り扱われる金属くずであり、産業廃棄物に該当しないとの回答をいただいております。町としても県と同様の認識であるため、現状では撤去に向けた対応はできないと考えております。ただ、今後も産業廃棄物の搬入などの目的外使用がないか、県と連携を強化し、定期的に現地確認を行うなど、引き続き注視していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 長時間の答弁ありがとうございます。15分答弁でありまして、私の質問より長かったんですけれども、ただ具体的な回答は何ひとつなかった。それは答弁じゃなくて、答えないと駄目なので答えているということじゃないかなという印象です。

まず、最後に答えていただいた唐古の資材置き場について質問させていただきます。

私はね、どういう条件で資材置き場として置いてあるのかと、それは根拠は何だということを聞きたかったわけです。ところが、部長からは全く根拠は示されなかった。唐古の資材置き場、資材置き場として許可を受けてあるという、だからその許可は誰がしているのかと、どういう内容なのかというのを一つも答えがなかったじゃないですか。それが無いにもかかわらず、資材置き場としての運用が逸脱した場合は適正に対応しますなんて、全然答えになっていないです。なぜ、どういうふうに資材置き場にするということは、どこも約束しておられるのかというのが全くないわけです。

町長は、たくさんのお金をかけて田原本町の顔となる唐古・鍵の史跡公園を本当に潰す気かという思いは持っていないんですか。こんなのがあったら、本当にイメージダウンじゃないかという思いを持っておられたらね、どうにかしようということになるんじゃないかと思うんです。

それで、私は聞きますけれども、一応去年ですね、27年に一部土地を買い増されました。その農地を買うときに農業委員会で第5条の転用届けを出されておら

れます。そこに何が書いてあるかという、まず転用については盛り土、農場でも盛り土してはいますが、盛り土の表層はクラッシュラン仕上げで、雨水は地中に自然浸透して排水すると。周囲には一切の被害を及ぼさない。雨水があっても外へ流しませんよという約束をされていますね。ところが、これを事業するに当たって、セメントで舗装されましたよね。ということは、この農転の届け書とは全く違うことをやっておられる。しかも、この農転をするに当たって、転貸しをしませんよという約束もされていますね。所有者は株式会社I・T・Oです。事業をやっているのは株式会社K-TECです。別法人です。ですから、I・T・Oがするのなら、自然排水と、浸透して雨水を排水してくれということになるんじゃないかと思うんですけれども。これはやっぱり、こういう話は町としてはできないこと、農業委員会の委員長だけがこういう交渉ができるかという、そうじゃないと思うんですよ。そのことについて、地元代表の総代さんに聞きましたら、金属片が積み込まれていたら、雨が降ってきたら、例えばいろんな物質が流れる可能性がある。その水は流さないでくれという申し入れをした。そのときに、K-TECの会社はどう答えたかという、水を集めて簡易に浄化する機械を入れて下水に流していますという説明をしたというわけですよ。

そこで聞きたいんですけれども、この資材置き場で下水がついているのかと。ついているんなら、上水道が来ていけませんので、下水枡に幾ら流したかという計量する機械をつけないと駄目なわけですが、ついているかどうか。そういう説明をされているということですので、それはちゃんと確認していただきたいと思えます。

その点では、この会社、こうしますよと言って違うことばかりやっておられるのですよ。これは約束違反だと私は思うんですよ。町としたら、どこまでいけるかわかりません。しかし、口先だけで周りの人に話しされたら困りますよと、そんな会社、うちのまちづくりに適しませんよという交渉をするべきじゃないか。それが近隣の皆さんの声じゃないかと私は思うんですけれども、それについて答弁を求めます。

次に、公共交通についても再度質問します。

結果的に、答弁いただいたのは、公共交通というのは第4次基本構想の総合計画

でも大切だと、誰もが気軽に外出できる町の実現には必要なんだという答弁があったけれども、結果的にこれからいろんなことを聞いて考えていきたいというだけの話です、答弁はね。何の具体性もない。私は一番最初にデマンドタクシーを通せという話をさせてもらって、ももたろう号が実現してちょっとは安心したんです。そのときは、東京大学が開発したコンピュータソフト、あれはコンビニクルだと思うんですけど、無料で配付しているのですけれども、近隣では三郷町が使っていて、電話したら、すぐ今空いていますから入れますよという、そして今タクシーがどう走っているかというのが皆画面上に出てくるソフトがあるのです。それを導入したら、今何人乗れるか、どこを走っているか、誰が乗れるか、すぐわかるのですよ。反対に、誰がどこに行ったかもそれでわかってしまうのですけれどね。いろんな面がありますが、ただ、そういうものも使って、利用しやすいものにしてほしいなという提案をさせてもらったんです。そんなことも全然今答弁なかったですし、田原本町は当時タクシー会社3社あって、西村タクシーと富士タクシーと、それから田原本タクシーと。タクシーが20台保有されていたと。その点ではタクシー会社と共存共栄というのは普通だという思いから、こういうデマンドタクシーを求めたわけですが、今でもこのタクシーを借りるに当たって、1時間5,400円払っていますよね。ですから、9時から5時まで走らせたなら4万8,600円の売り上げが確保できるのですよ。9時から12時までの3時間走らせただけで1万6,200円、タクシー会社は収入があるわけですよ。6万円ほどの収入がフルに走らせたならタクシー会社入ると。今タクシー業界は、田原本地域は知りませんが、八木のタクシー屋さんには1日3万円上がらないと言われるわけです、売り上げがね。多いときはもっと上がりますけれど、本当に2万円上がったなら御の字だと。それが今の状況ですわ。それが約6万円も田原本町としてお金を出していると。そんなところに気兼ねする必要ないと私は思っていますよ。その点では、土日も稼働させますよと、空いていたらいつでも乗れますよという制度には、やろうと思えば幾らでもできるのですよ。それはなぜできないかというたら、町の姿勢なんですよ。今の答弁でもあったように、具体的にどうするというのとは一つもなかったわけでしょう。その点では町がやる気になったら何でもできるし、もしタクシー会社がそんなことでやったら駄目だとなったら、タクシーをやめてバスを走らせたならよろしいのです。5

つの市町村が合併した田原本町を4本バスを走らせたなら6,000万円あったらできますよ。年間6,000万円もかけたら縦横にバスが走る、こんな町ができると私は思いますよ。その点では、誰もが気軽に外出しやすい町をつくる、そのためにはどうしたら良いかと、本当に町が考えないと駄目だと思います。この考えるところが今ないんですよ。一応総合政策課が担当になっていますが、担当者がいないんですよ。その点では、誰がこの田原本町公共交通を考えるのか。これをちゃんと明確にさせていただきたいと思いますが、そこを答弁お願いします。

次に、就学援助費について。

私が指摘しましたように、この通達は去年の8月に出ていますよね。1年以上たっていますよ。田原本町は何も議論してこなかったのかというのが今の答弁に対する私の感想です。具体的に、就学準備金を増やせと言っていないですよ。ただね、全国的に言ったら、群馬県の太田市は就学準備金を2月、3月支給すると。それも、小学生は4万円支給すると、中学生は5万円支給するという制度をつくっておられるのですよ。ただ、私が言っているのは、そんなに額増やせまで言っていないよ。7月に支給するんだったら、同じ金額を3月の頭に出してあげなさいという話ですから、財政的負担はないんですよ。それを町の都合で、いろんな理由はつけておられますけれども、町の事務が今までと違うからできないという答えしかないわけですよ、今の答弁いただいたのは。本当にやる気があるのかというところが問われているのですね。その点では、そんな大した金でもないでしょ、金額的に言ったらね。年間200万円、入学準備金、100万円あったらできるじゃないですか、今の数からしたらね。それを予備費から出してあげることできるじゃないですか。後々、年度はまたがりますよ、行政としたり扱いにくい問題かわかりませんが、子どもたち一人一人にとってはそのときしかないわけですよ。来年は要らないわけですよ、入学準備金ですから。その時々出してあげたらどうですか。それが本当に子どもに対する思いやりだと思うんですね。自分の都合だけを優先してするんじゃないで、子どもたちの暮らしをどうするかをぜひ考えてほしいんですよ。その点で答弁願いたいと思います。

あと、こども政策改革推進室について質問します。

今、回答あった中で、具体的なものは、モデル事業とした預かり保育、これを広げ

ます、これだけですよね。例えば、全国的にどんなことが取り組まれているかというのと、児童扶養手当を毎月支給する。簡単ですよね。要するに、年2回にまとめて支給しているやつを毎月支給するように工夫する。あるいは、学校給食費を無償化する、あるいは半額負担する。それから、保育料の減免をすとか、本当に工夫しようと思ったら幾らでもできることがあるのですよ。今、田原本町の子育てされている方の本当に思いにはせるといふか、思いに心寄せたら、やるべきことはたくさんあると。それについては全く検討されていないし、保育についても大変寂しい限りだなと思うわけです。何も制服を全部支給しろとは言いません。言いませんけれど、やはり教育委員会から何か要望ありませんか、福祉の担当課は要望ありませんかと、そういうことを上げた中でどう改善するかという簡単な話でしょ。その辺から工夫するだけで、今の制度を変えるだけで喜ばれることもあると。お金をかけるばかりじゃないということだと思いますので、もっと具体的に課として考えていただきたいなと思います。

あと、幼稚園の耐震補強については、これはやっぱり、今の答弁を聞きますと、子どもの命の重さよりもお金というのが重くなっていると、そうしか考えられない。これは教育委員会としたら財源がないからということも町長にも責任あるわけですがけれども、やはり子どもの命を第一に考えるということがあって、次に学校の施設のあり方を考えるというのが来るんだらうと思います。町長にぜひこれは答弁していただきたいと思うのは、本当にこのままもし地震があったら、11月にも揺れたわけです、実際にね。そのときに何もなかったのよかったですなというところですけど、もし被害出たら大変なことになります。その点では、子どもの命と補強のお金とどっちが大切なのかと、どっちが重いのかという答えをください、お願いします。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず、デマンドタクシーの関係からご答弁を申し上げます。

まず、ももたろう号につきましては、既存の公共交通の機関を補完をするということでの趣旨でございまして、安い料金で停留所と停留所を乗り合いで運行することで一般のタクシーとのすみ分けを行うという前提がございまして、そういったとこ

ろで事業者の方とも協議を進めているところでございます。

まず、予約システムの関係でございますが、これ確かに安い経費で導入ができるということは承知をいたしておりますが、主に1台のタクシーの稼働ということでもございますので、余りコンピュータシステムを使わずにできるということもございますので……（「言いわけは要りません。具体策が欲しい。どこが担当するか答えてくれと言ったんです。それ以外聞いていない」と吉田議員呼ぶ）

システムにつきましては、協議をしております。

それから、公共交通の担当部署はどこかということでございますので、総合政策課でございます。（「総合政策の誰か決まっていなかったやないの。みんなで行っていただきますと答えてるではないですか」と吉田議員呼ぶ）

○議長（西川六男君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） 入学時の就学準備金の支給でございますが、議員ご指摘のとおり、新入学に必要な学用品だからこそ入学前の支給というのは検討していきたいと考えております。ただ、先ほど申しましたように、3月上旬に支給いたしますには、保護者に1月下旬までに申請をいただく必要がありますので、それを行うにはそれらの調整、時間的な余裕がございませんので、来年度29年度につきましては5月末までに申請を今受け付けて、7月上旬に支給しておりますのを希望者が一定の期日までに申請されれば5月下旬までには支給することができるように、まず取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（西川六男君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 唐古・鍵の資材置き場についてでございますが、農転の届け出とは全く違うということで、当初クラッシュラン、採石の状況で仕上げの予定でありました。現状はアスファルト舗装、一部にはコンクリート舗装が施工されておりますが、現在のところ付近の農地、作物等に被害を及ぼしているという認識はありません。

また、現時点では近隣農業者の方から苦情の連絡、相談などは受けておりませんが、今後被害などが発生するおそれがあるという連絡、相談がありましたら、現地確認を実施した上、事業実施者に対して責任を持って改善していただくよう指導いたします。

雨水に関しましては、作業を行われている奥のほうはコンクリート舗装のような状況ですが、前面に関しましてはアスファルト舗装であり、アスファルト舗装の場合、透水性舗装がされている可能性も十分考えられると思っております。

届け出者、I・T・Oであります。K-TECの取締役社長がI・T・Oの取締役も務めていることから、転売貸し付けをされたものであるとは判断しておりません。会社の経営の方法の一つとして考えておられるんじゃないかなと考えております。

それと、現在の状況に関しましては、市街化区域でもあり、法律違反、臭気、水質、騒音、振動など、民民との問題でないと解決できないと考えております。本町では法律での規制しか対応できないことと考えております。

○議長（西川六男君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） こども政策改革推進室としまして、各種助成とかについての研究なんですけれども、まずは子育て世代の定住及び受け入れにつながる政策のほうに最優先で取り組んでおります。つまり、待機児童をまず解消したいと考えております。その上で子育て支援につながる助成制度について、また研究してまいりたいと思っておりますが、制度というかやり方を変えるぐらいの研究でしたらそれもすぐに研究のほうしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） 幼稚園の耐震化のことでございますが、命とお金、もちろん命でございます。ですから、本年度補正を組ませていただき、緊急応急措置をさせていただきます。来年度、これが無駄にならないように、計画的に進めていくところをお約束をさせていただきます。来年度からも継続的に進めていかせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 建設部長、下水道とつながっているかの答えなかったですよ。それと、部長はI・T・Oの回し者ですか。I・T・Oの立場に立って答えておられると。株式会社K-TECと株式会社I・T・Oは別法人です。何が一部門

なんですか。全く違うではないか。それと、資材置き場として使うということを許可されているというのは、どこで許可されているんですか。答えなかったじゃないですか。本当に解決するつもりがあるんですか。私は姿勢を疑います。

あのね、アスファルト舗装だったら自然透過するのは何ミリまでいけるんですか。50ミリでも透過するんですか。もし、下にしみ込むような設備がしてあったら、下の文化財は傷ついているから、発掘調査しないといけないじゃないですか。全然答えていることと実態が違うではないですか。田原本町が守ろうとしている、唐古・鍵遺跡を守るためには、あそこを掘り下げるときはちゃんと発掘調査もして、ちゃんとした上でしかできないわけでしょう。あるいは、建屋を建てて外から見えないようにするとか、そんな話もできるわけでしょ。そんなこともする気がないというのが今の答弁だと思います。その点では、本当にこの問題について町としても何もしないのか、町長に答えていただきたいと思います。

あと、やはりね、幼稚園の問題は重要な問題だと思います。特に、町長も、先ほど答えられた方も、地震で倒れないと言うているわけじゃないんですよ。要するに、倒壊または崩壊する危険性が高いというのが危険性があるに変わっただけなんです。危険性があるのですよ。それを除去しなくて命が重いなんて、やっていることと言うていることが全然違っていると私は思いますが、それはもうちょっと考えるべきじゃないかなと思います。本当に子どもたちの命を大事にする、そんな子育て支援をやってもらわないと、ほかから来てもらう人が満足すると、住んでいる人は不満かと、それは第4次総合計画じゃないじゃないですか。誰もが暮らしを楽しむ町にしたいわけでしょう。全然違うことをやろうとされていると私は思います。その点では町長に答弁を求めます。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） まず、唐古の資材置き場の件でございますが、下水に接続して流しているという話がもし本当であるならば、またこれは届け出とはちょっと違うところでございますので、しっかりと関係者から聞き取りをさせていただきたいと考えております。（「これはヒアリングでも言いましたから調べて当たり前ですよ、この場で回答して当たり前の話です」と吉田議員呼ぶ）

それと、農地転用の届け出と違うところがございましたら、もちろんそれも指導

勧告をしていくということでございます。

そして、幼稚園のほうでございますが、何も本当に命を軽視しているわけではございません。しっかりとできるところからさせていただきたいと考えておりますので、順次追って計画を持ってやっていきたい、そして設備面も整えていきたいと考えておりますので、順次来年度から計画的に進めてまいりたいと思います。

○議長（西川六男君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 下水道に関しましては、現在下水道の供用開始地域に入っておりませんので、流すことはできません。（「うそですね。社長の話はうそですね」と吉田議員呼ぶ）

下水道には接続されていませんし、もちろん水道も給水されていないような状況でございます。

○議長（西川六男君） 以上をもちまして10番、吉田議員の質問を打ち切ります。

続きまして、11番、植田議員。

（11番 植田昌孝君 登壇）

○11番（植田昌孝君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、ふるさと納税についてお伺いしたいと思います。

改めて説明する必要はないかもしれませんが、納税という言葉がついているふるさと納税ですが、実際は寄附に当たります。寄附と言えば、2011年の東日本大震災や熊本地震などが発生した際に、赤十字などを通して被災地や被災者の方々のために寄附された方も多いと思います。

さて、赤十字などの特定の団体に寄附をした上で確定申告をすると結果としてその分の金額が寄附控除の対象となり、支払うべき税金を減らすことができますが、この特定の団体の中には地方自治体も含まれます。また、ふるさと納税として地方自治体に寄附することによるメリットとしては、税金を減らせることだけでなく、さらに対象の地方自治体からもらえるさまざまな特産品や特典など、いわゆる返礼品もあります。要するに、寄附なのに見返りがある、それがふるさと納税であります。

また、ふるさと納税とは言いますが、ふるさとに限らず、自分の意思で応援した

い自治体を選ぶことができ、2015年4月よりあらかじめ申請することで確定申告が不要になるふるさと納税ワンストップ特例制度が始まりました。ふるさと納税の目的とは、応援したい地域に対して寄附をすることとも言えるでしょう。

さて、本町におけるふるさと納税についてお話をさせていただきますと、本町ではふるさと納税に対する際立った特典や魅力が乏しいのか、ほかの自治体へふるさと納税をする住民の多さに比べ、本町にそれをしてくれる住民が少なく、その結果、本町全体として減収になっているのではないのでしょうか。

本来、大都市と地方都市の税収格差を埋めるといふ一面もあったふるさと納税ですが、皮肉にも、この制度により赤字財政になっている地方自治体も珍しくないようであります。

そこで、質問をいたします。本町の住民税減収とふるさと納税による増収を比較すると、町全体としては増収か減収か、その額ほどの程度なのか。また、それに対する現在の取り組みと今後の対応についてお聞きしたいと思っております。

以上で質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（西川六男君） 総務部長。

（総務部長 持田尚顕君 登壇）

○総務部長（持田尚顕君） 11番、植田議員の「ふるさと納税について」のご質問にお答えいたします。

本町のふるさと応援寄附の現状でございますが、平成20年10月の開始から昨年度末までの合計は、寄附件数が1,918件で、寄附金額が3,180万円余りで、事業に活用した額は600万円余りとなっております。

ふるさと納税による本町全体の収入の増減につきましては、平成25年度では本町への寄附金が大口の1,000万円を含み1,461万円でありました。逆に、住民税の減収は57万円であり、その減収の75%は普通交付税で増となりますので、実質は残り25%の14万円が減となり、寄附金との比較では1,447万円の黒字となります。

平成26年度では寄附金が大口の500万円を含み936万円であり、住民税の減収が148万円ありますが、交付税の反映後の実質の減は37万円で、寄附金との比較では899万円の黒字となります。

平成27年度では、寄附金が148万円で、住民税の減収は1,100万円であり、交付税反映後の実質の減は275万円で、寄附金との比較では127万円のマイナスとなります。27年度で町外への寄附額が増えた理由は、税額控除が1割から2割になったことや、ワンストップの特例が創設になったことなどが考えられます。

なお、各年度の収支は、返礼品の購入に係る支出は含んでおりません。

次に、現在の取り組みと今後の対応でございますが、最近では本町への寄附が大きく減少しています。平成25年度、26年度が増加した主な要因は、返礼品のお米や野菜セットに人気があったところですが、平成27年度は同様の返礼品のある他団体に寄附が流れたことで減少したと推察しております。このほか、寄附の申し込みと寄附金の払い込みの方法に手間と時間がかかることや、本町のふるさと応援寄附の情報発信やPRがうまくできていないと考えられます。そこで、インターネットのポータルサイト上で本町の魅力や特産品の情報を積極的に情報発信していくとともに、インターネットによる申し込みやクレジットカード払いなど申込方法を拡充するため、今年度で民間事業者の一括業務代行を導入してまいります。

また、返礼品の充実が必要と考えており、町内の産業振興、観光振興につながる農産物や加工品、製造品、町内でのサービス体験など、幅広く事業者に募集を行い、返礼品の拡充を行ってまいります。

これによりまして、寄附の増加が見込め、事業者の方々にとっても商品等のPR、販売促進にもつながっていくのではないかと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 植田議員。

○11番（植田昌孝君） お答えいただきまして、ありがとうございます。

今のお答えの中に、田原本町ふるさと応援寄附金特典出品事業者を募集しますというようなお知らせが手元でございます。12月15日6時からされるということでございます。ぜひその企業さんがたくさん来ていただいて、特産品が増えるようお願いをしたいと思います。

なかなか田原本町の場合は特産品が少のうございまして、実質的にはなかなか金額が少ないということをちょっと聞いたんですけれども、さっきの25年、26

年、27年の数字ですが、28年度今年度ですね、一番喫緊の数字がわかればお聞きしたいと思うんです。というのは、寄附金の額が極端に少なくなっていて、それから住民税の減収がすごく多くなっているというふうに聞いております。できましたら、わかる範囲で結構ですので、喫緊の数字をお答えをいただきたい。

大体、住民税の減収が2,000万円近く減収しているのではないかと。寄附金の額が30万円、40万円というような額なので、相当去年に比べると減収が大幅に増加しているのではないかと聞いております。もしわかる範囲で結構ですので、お聞きしたいと思います。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず、事業者の募集につきましては、現在も進めております。ふるさと応援寄附を増にしようとするれば、やはり特産品を充実をするということが重要であるということでございます。

28年度、直近の数字につきましては、済みません、ちょっと今手持ちはございませんが、前年度に比べまして減少している傾向と承知をいたしております。

○議長（西川六男君） 植田議員。

○11番（植田昌孝君） そういうことですので、私が聞く範囲では、今申し上げたような数字になっているということでございます。6月議会に竹邑議員がこのことで質問されて、町長がお答えになっておりましたけれども、返礼品なんですけれども、返礼品を増やす以外にこのことを解決する策が余りないということございまして、ほかのいろんな地方の例なんか見ていましたら、それが特産品に当たるかどうかは別にいたしまして、例えば人間ドックの無料券を返礼品にしている自治体もあるそうです。うちの場合は国保病院がありますので、例えばそういうことが使えたら幾らかの増収にはつながるのかなと思ったりもしますし、それが総務省が言うようにふるさと納税の趣旨に反するような返礼品に当たるのかどうか、その辺もよく精査していただかないといけないと思いますが、その辺のところもちょっと考えていただいたらいいのではないかと思います。

それと、さっき部長がお答えいただいた、もともとこれ25年にしても、26年にしても、大口の寄附が、1,000万円とか500万円とかありましたよね。だから、黒字になっておると思うんですよ。私がちょっと今回申し上げたかったの

は、今回、田原本町が愛和会の事件でちょっと余りいいイメージを全国的に持たれていないので、なかなか寄附をしてくれるということが少なくなっているのではないかと、これからもそういうことになる可能性があるのではないかと思います。その辺のところは、また町長、今後この問題について糾明をされるということですので、我々は見守っていきたいと思っておりますが、今後の行政運営、ますます減収になる可能性があると思われることについて、町長のお考え、もしあるようでしたらお答えをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） ご質問ありがとうございます。

まず、町の大きい収入源としては、国からの補助であり、依存財源もあります。それとまず積極的に活用はしていかないといけないと考えております。そして、2つ目に大きな収入先であります住民税のところ、今ご指摘のように28年度は恐らく大きく減っていつているだろうという感覚でございます。ですので、いち早くこのふるさと納税という新しい手法に着手をしていかないといけないということで、担当課に動いていただき、ようやく活用をしていく時期となりました。その中で特産品、返礼品は町に関係のないところをやるとやはり違和感が出ますので、この田原本町に関係する、そして田原本町のPRとなる特産品、特権、体験というところまで踏まえて商品を充実をさせていただくことが一つ田原本をPRするよいきっかけであるかなと考えておりますので、これを納税手段とするためだけではなくて、そこに広報手段としても田原本をアピールしていきたいと考えておりますので、積極的にこの機会を活用していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 以上をもちまして11番、植田議員の質問を打ち切ります。

続きまして、2番、阪東議員。

（2番 阪東吉三郎君 登壇）

○2番（阪東吉三郎君） 議長のお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問させていただきます。

まず1番目に、西竹田の清掃工場は平成29年3月末をもって操業を停止します

が、昭和60年9月から長い期間地元住民にご負担いただけてきました。その建物及び敷地の活用について、まず地元住民の声を反映することは考えておられるか。建物の解体、整地をして、その跡地を何に使うのか。既に何らかのプランを持っているのか。現在、持っていないのであれば、いつごろそのプランをお示しいただけるのか。プランの策定はどの部署が担当するのか、あるいはプロジェクトチームを置かれるのか、町長にお尋ねいたしたいと思います。

2つ目、映像記録型ドライブレコーダーは、自動車に大きな衝撃が加わった前後、数十秒の時刻と位置、前方の映像、速度、ウインカー操作、ブレーキ操作などを記録する車載カメラ装置のことです。これのメリットとしては、記録された映像を見ることにより、運転者がヒヤリ・ハット再確認し、事故につながりかねない運転を振り返り、客観的に自身の運転特性を把握することにより、交通事故を起こすことを防止できるものです。また、ドライブレコーダー搭載車を運転しているという意識を持つことにより、安全運転につながるはずで、高価なものではありませんので、安全運転、事故防止の観点から、本町公用車の使用頻度の多いものからドライブレコーダーの取り付けを提言します。町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

3つ目には、大阪府教育委員会は11月14日に、府立学校で部活動の休養日を週に最低1日は設けるノークラブデーをつくと発表しました。教員の負担や勤務時間を減らすのが狙い。これまでも部活動のあり方について見直しを求めてきたが、大きな効果はなかった。今回は実施状況の報告を求める。来年1月から試行し、4月から本格実施するとの朝日新聞11月19日朝刊掲載の記事がありました。

本町でもクラブによって生徒及び教職員の現状はかなり厳しいのではないのでしょうか。現状を調査し、確認し、大阪府のような新しい試みを検討してはいかがでしょうか。教育長のお考えをお尋ねします。

最後、4つ目、今年3月の定例会で尋ねた凍結防止カーブミラーの取り換えについては、平成26年度末本町設置のカーブミラーは1,521基であり、取り換えの必要急務のものや自治会の要望等に対応すると回答されましたが、本年4月以降何基取り換えたのか、また厳冬期に向かい今年度中、何基取り換えするのか、お尋

ねします。

再質問は自席でさせていただきます。

○議長（西川六男君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森 博康君 登壇）

○産業建設部長（森 博康君） 2番、阪東議員の第1番目、「清掃工場跡地の活用について」のご質問にお答えいたします。

現清掃工場は、周辺自治会並びに近隣住民のご協力により昭和59年度から操業しておりましたが、来年3月末をもって操業を停止し、新ごみ処理施設の稼働により清掃センターへの移行を予定しております。

解体撤去後の跡地活用につきましては、今年の6月議会での植田議員の一般質問でも答弁いたしましたとおり、地元自治会のご意見も十分に参考にしながら、町全体のまちづくり施策の中で検討し、跡地の有効活用を図りたいと考えております。

その取り組みにつきましては、町民の皆様にご活用していただけるよう、ワーキンググループを設置し、町施策の重要項目の一つとして取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、第4番目、「凍結防止カーブミラー取り換えの進捗状況について」のご質問にお答えいたします。

凍結防止カーブミラーは、道路交通の安全性向上に必要な施設であります。昨年度におきましては13カ所において20面の取り換えを行いました。今年4月以降につきましては、凍結防止カーブミラーの設置、取り換えの実績はありませんが、これからの時期、カーブミラーの凍結等も考えられますので、自治会からの要望に応じ、予算の範囲内で順次取り換えを行っていく方向で考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 総務部長。

（総務部長 持田尚顕君 登壇）

○総務部長（持田尚顕君） 続きまして、第2番目、「公用車のドライブレコーダーの活用について」のご質問にお答えいたします。

ドライブレコーダーを装着することで、事故発生時の状況の記録により、当事者の主張の違いがあっても、自身が不当な扱いを受けないよう、自己防衛に役立ちま

す。また、ひやりとした瞬間の状況を客観的に見ることで、交通事故を未然に防止する手段として活用が進められており、安全運転意識の向上に役立つと考えられています。このほか、常時録画する機能があれば、走行中、車外の映像が記録されますので、地域において移動する防犯カメラとしても役立ち、安心・安全な地域づくりにもつながることが期待できるところです。そういったことから、原則、全ての公用車に導入してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 教育部長。

（教育部長 竹島基量君 登壇）

○教育部長（竹島基量君） 続きまして、第3番目、「中学校の部活動について」のご質問にお答えをいたします。

中学校の部活動の休養日につきましては、議員お述べのとおり、大阪府教育委員会は先月18日、全日制などの府立学校で来年度から部活動を自粛するノークラブデーを週に1日以上設ける方針を発表されました。学校には実施状況の報告を求め、守られていない場合は指導するなど徹底した内容だそうで、教職員の長時間労働や部活動の過熱が問題となる中、先進的な取り組みと注目されているとのことであります。

文部科学省でも、今年4月に次世代の学校指導体制にふさわしい教職員のあり方と業務改善のためのタスクフォースを設けて検討され、6月に報告の取りまとめを行われましたが、この中で、部活動における休養日の設定の徹底をはじめとした運営の適正化や勤務時間管理の適正化の必要性等が示されています。

教職員の長時間労働につきましては、本町でも労働安全衛生法に基づく町立学校教職員に対する面接指導実施要綱を定め、昨年度から毎月在校時間報告書を提出させ、勤務時間を把握し、健康管理に努めているところでございます。

学校を取り巻く環境が複雑化、多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員が子どもと向き合う時間を確保し、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できる環境を整えていくために、今後、大阪府の状況や奈良県の動向等を注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 阪東議員。

○2番（阪東吉三郎君） まず、中学校の部活動の関係ですが、子どもの健康及び先生方への体と心の負担を軽減していただけるよう努力をお願いしたいと思います。

それから、2点ほど質問させていただきます。

清掃工場の跡地の活用についてですが、ワーキンググループを設置してということと考えておられるようですが、これはいつ頃ぐらいまでに具体的に計画が示されるのですか、それについてお答えいただきたいと思います。

それともう一点、ドライブレコーダーの公用車への設置についてですが、現在公用車にこの装置をつけられている車はございますか。ないとしたら、いつからこれも設置されていく予定であるか、その計画をお示しいただきたいと思います。

○議長（西川六男君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） ワーキンググループをいつ頃設置するかに関しましては、今現在、解体工事の発注を今年度末に予定しております。来年度の6月議会、9月議会に解体工事に関しまして工事の発注を予定しておりますが、それに関しましては9カ月、10カ月ほどの期間がかかります。その中で、来年度にワーキンググループをつくって、年度内にどのような形に仕上げていくかという協議をしていかないといけないと考えておりますので、来年度早々にはワーキンググループをつくっていく予定でございます。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） ドライブレコーダーのご質問でございます。

現在、装着している車はございません。

それから、いつからということでございますので、平成29年度の当初予算に必要経費を計上いたしまして、平成29年度の早い時期に装着をしてまいりたいと考えております。

○議長（西川六男君） よろしいですか。

○2番（阪東吉三郎君） はい、ありがとうございます。

○議長（西川六男君） 以上をもちまして2番、阪東議員の質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

午前11時39分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（西川六男君） 再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。12番、松本議員。

（12番 松本美也子君 登壇）

○12番（松本美也子君） 議長のお許しをいただきまして、通告書どおり一般質問をさせていただきます。

1項目めといたしまして、交通事故防止のために、生徒に反射たすきの着用義務化についてお尋ねをいたします。

10月以降、日没の時間が早くなり、薄暗くなった道での自転車や歩行者は見えづらく、交通事故の発生件数の最も多い時間帯です。車においても、事故防止のため早目のヘッドライトの点灯が推奨され、2020年以降に販売する新車には自動的にヘッドライトと点灯するオートライト機能の搭載を義務化する方針も決定をしております。

自転車においても車両と位置づけられ、道路と車両の区別のあるところは道路の左端の通行となります。自転車が加害者となり重大事故が発生すれば、刑事上の責任が問われ、民事上の損害賠償責任も発生します。生徒が被害者にも加害者にも決してならぬよう、万全の対策を講じていかなければなりません。学校においては、自分の安全は自分で守るとの観点から、自転車の場合はヘルメット着用、自転車のライト点灯、1列通行等ご指導いただいていると承知しています。

近隣の天理南中学校では、10年前から反射たすきの着用が義務化されていると伺いました。冬季の部活動で一定の時間以降に下校する生徒は着用義務とし、登下校時に先生が着用を確認されています。忘れた生徒は、帰宅時に学校から貸与し、必ず全員が着用して下校するそうです。天理南中学校では、着用する生徒全員に反射たすきは貸与されていると伺いました。

反射たすきは遠方からでも光るために、ドライバーや歩行者にも安心です。本町においても、部活終了後や下校時間が遅くなる生徒が安全に下校するために反射たすきの着用を義務づけていただきたいと考え、質問させていただきました。本町のご見解をお聞かせください。

2 項目めといたしまして、子ども議会の開催についてお尋ねいたします。

1 8 歳選挙権が今年の夏の参議院選より実現いたしました。若者の政策過程への参画を促進するなど、若者が社会における影響力を実感できるような取り組みを進めている先進事例も報告されています。

本町では、田原本町まち・ひと・しごと総合戦略の中で、若い世代の人口増加のための基本目標が示されております。実現のためには、若い世代が希望するまちづくりのための意見や提言を町政に十分反映させて、その感性とエネルギーを取り入れながら、若者との協働のまちづくりを進めていくための取り組みが重要だと考えます。県下市町村では既に開催されている子ども議会の開催が、本町ではまだ開催されておられません。まずは、子ども議会を開催していただき、未来の若者である子ども目線の質問や提案を聞きたいと考え、質問いたしました。

太平洋戦争終結の数年後、1949年、台東区で子ども議会が開催されており、当時上野動物園では戦時猛獣処分で象がいなかったことから、象を見たいという決議がされました。そのことが、後に国を動かして、インドのジャワハルラール・ネール首相まで声が届き、結果、インドゾウ、インディラを上野動物園に贈ってもらったという歴史があります。（ウィキペディアより抜粋）

地方議会における子ども議会開催は、一般的に1980年代から各自治体等の記念行事として実施されることが多くを占めていたのですが、1994年に政府が児童の権利に関する条約を批准し、第12条の意思表明権実現の機会を提供するため全国の地方議会でも子ども議会が開催されるようになり、一部の議会では継続的に実施されるようになったようです。（ウィキペディアより抜粋）

奈良県王寺町では、今年平成28年8月17日に中学2年生が議員となり開催されています。質問内容を紹介させていただきます。まちづくりにおいては王寺アリーナ前の歩道橋の拡幅を、福祉においては子ども食堂を、同じく福祉において重度の障害を持った人とでも一緒に学習できる環境を、教育文化については小・中学校にクーラーを、教室にあるテレビの買い替えについての質問をされたようです。

次に、彦根市の子ども議会について紹介させていただきます。今年度は11月12日土曜日に第9回の子ども議会が開催されています。彦根市は、彦根市、彦根市教育委員会、彦根市議会の3者共催で開催をしています。8月18日木曜日、彦根

市役所5階第3委員会室にて、午後1時半から午後4時半まで、子ども議員は市内小学校6年生の22人です。議場開放促進委員長から子ども議員選出書が交付されます。選出された子ども議員は、議会事務局職員からの市役所の仕事についての説明や、副委員長から質問の仕方、質問書の作り方についての説明を受け、教育委員会指導主事の先生方の指導のもと、第9回子ども議会に向けての質問を作成。中には、市役所の担当課に自ら問い合わせる子ども議員も。11月5日土曜日午前9時から市役所5階の第3委員会室及び本会議場において子ども議会のリハーサルを行っています。まず、議長に立候補の7名から議長3名を選出するためのくじ引きを行い、その後、その7名以外の子ども議員の議席を決めるくじ引きを行い、全員の質問する順番を確定します。本会議場で緊張しながらも質問のリハーサルを行います。いよいよ11月12日午前9時から第9回子ども議会が開催されます。全体を3つのグループに分け、それぞれのグループの子ども議長が議事を進行、教育を初め観光、福祉、環境など市政全般にわたる質問があり、市長はじめ各担当部長からの答弁があり、中には再質問をされる子ども議員もあり、子ども議員の頼もしく熱い思いの質問に傍聴に来られた方々から高い評価が寄せられたと彦根市のホームページで紹介されていました。ほぼそのまま抜粋してご紹介をさせていただきました。

2校だけの紹介をさせていただきましたが、子ども議員の一生懸命さが伝わってきます。視点もすばらしいと思います。本町の子どもたちもすばらしい質問をしてくれるだろうと期待をしています。本町における子ども議会の開催についてのご見解をお聞かせください。

以上で私の壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（西川六男君） 教育長。

（教育長 片倉照彦君 登壇）

○教育長（片倉照彦君） 失礼いたします。12番、松本議員の第1番目、「交通事故防止のために」のご質問にお答えいたします。

まず、中学校でクラブ活動を行っている生徒の最終下校時間につきましては、日没を考慮して設定しておりますけれども、大会前などは練習時間の延長により暗くなってからの下校も考えられます。現在、自転車通学者につきましては、自転車の

ライト点灯やヘルメット及び自転車への反射材の張りつけで対応しておりますけれども、自転車の通学者はもとより徒歩通学者につきましても、議員お述べの反射たすきは視認性も高く、交通事故の被害者はもちろんのこと、加害者になるリスクも減らすことに効果があると認識はしております。

反射たすきの着用につきましては、今後、中学校と相談いたしまして、配付対象者であるとか、また着用方法などを検討してまいりたいと考えております。

次に、「子ども議会の開催」につきましては、未来を担う子どもたちが町議会の模擬体験を通じて行政とのかかわりや、田原本町が直面するさまざまな課題について自らの言葉で議員となって質疑応答を行うことにより、議会制民主主義への理解を深めながら地方自治の仕組みを学習することを目的としており、子どもたちにとって大きな経験となるものと理解はしております。しかしながら、この子ども議会に参加できる生徒はごく一部の代表となる生徒であることも留意しなければいけないと考えております。

子どもたちの政治や社会への興味、関心を高めるには、このような特別な機会を設ける以上に、現在行っております体験活動や生徒会活動を社会科で学ぶ政治の仕組みや議会制民主主義の学習にどのように反映させることができるか、自分の将来の生き方を政治への関心にどのようにつなげていくかなど、学校における指導の充実が大切だと考えております。

教育委員会といたしましては、子ども議会を否定するものではございませんが、今のところ子どもたちの政治への理解や関心が深まるような授業力向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 松本議員。

○12番（松本美也子君） 答弁ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

まず、反射たすきですが、3学期より着用義務化のお願いをしたいと思います。本年度の3学期から。そして、3学期をモデル事業と位置づけていただいて、次年度より本格的に実施をするという形でお願いをしたいと思います。再度ご答弁をお願いしたいと思います。

次の子ども議会でございます。この子ども議会の開催につきましては、私たちの先輩議員の堀内議員の折より、田原本町公明党議員団として十数年にわたって予算要望をしてまいりました。私もこの議場で一般質問もさせていただいております。実は、本年田原本町合併60周年を記念して、本年度に実施をしていただけると期待をしておりました。そのために、前議長辻議長を中心に隣接の町へも視察、研究をさせていただきました。実施をしていただけないということなので、再度この議場で質問をさせていただくことにいたしました。

子どもたちが本町に対して、本町の未来をどう思っているのか、また今子どもたちは本町において何を疑問に思い、そして何を要望したいかということ子ども目線、子どもの視点での考えを聞いてみたいと思いませんか。未来の宝である子どもたち、また若い人たちが主体的に田原本町の未来をどうあってほしいと思っているのかを自由にいろんな場所、場面で語れるよう、行政としても環境を整えていくべきだと考えます。子どもたちも立派な住民、町民の一員であります。

そこで、お尋ねをいたします。今の答弁の中に子ども議会に参加できる生徒はごく一部の代表となる生徒であることも留意しなければいけないというふうにご答弁をいただきました。このことができない理由として上げているように私には見受けられました。それであれば、教育の現場で幼稚園から小・中・高の教育現場において代表で一部の子どもたちが発表したり、登場したりすることになる場面は一切ないのでしょうか。代表になることで、代表でその子どもたちが発表することで、教育にマイナスが生じることになるのでしょうか。代表で発表する、それまでの過程も含めて教育ではありませんか。

私の提案ですが、例えば中学校2校において、まず自由に子どもたちに田原本町に対しての要望、提案を尋ねていただきたいと思えます。書面での提出が望ましいのですが、子どもによっては書面が苦手な生徒さんもいらっしゃいます。直接担任の先生に話をするのもオーケーとして、なるべく自由に提案をしていただけるようお願いをしたいと思います。それを集計して、その提案内容をチョイスをして、グループに分ければいいんじゃないかと思えます。グループで文章作成をして、子どもたちがそのことで一緒に考える。クラス全員で考える。田原本町の未来について考える。そのグループで自分たちの中で、じゃあ、誰が発表するのかとい

うのも子どもたちが自主的に決めればいいのではないのでしょうか。議会で発表するまでの過程でクラスの生徒全員でこれからどんな田原本町であってほしい、今こんなことで困っている、町長はどう考えているのか、そういうふうにし話した結果をクラスの総意として発表すればいいのではないかと考えます。私たち議員も、町民の皆様のご意見、ご要望を現場でお聞きをして代表で発表させていただいている点では、何ら変わらないと思います。未来の子どもたちが考える田原本町ってどんな町なのか、私はお聞きしたいと思っています。ぜひとも子ども議会を開催していただきたいと思っています。この件については町長にご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（西川六男君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） 質問ありがとうございます。

ただ、私、1回目の答弁でお答えをしたことの繰り返しになるかもわかりませんので、そこはお許しいただきたいと思います。

まず、たすきの件ですけれども、私も取り寄せて、学校とも話をしました。当然学校長のほうに、これからも話をしてまいるのですけれども、確かに効果的であるということで、誰に着用させるかと、自転車通学だけじゃないよというような話も持ちかけておりますけれども、義務化、必ずこれはしなさいというところまでは私はしないつもりです。学校のほうで相談をして、そんなに高いもんでないんで、金銭的なことにつきましては町長にお願いするまでもないんですけれども、効果はあります。ただ、ほかにヘルメットにもつけておりますし、それから自転車にもつけております。いわゆる子どもたちが気をつけなあかんというところもあるのですけれども、この辺については学校のほうともう少し相談をして、必ず義務化というところについては、私が今先生の質問に対してお答えすることはできません。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、子ども議会につきましても、先生の熱い思いということについては以前から私も聞いておりますし、議会でも話し合われたということについては聞いております。ただ、今学校現場、私ども2校しかございませんけれども、いわゆる〇〇教育ですね、例えば何々教育を教育課程以外に教育委員会として現在の課題とし

てやってほしいということについては、もちろん先生方のご意見を入れながら、すぐ検討してみたらどうかと、教育課程以外のことでも取り組んでおります。これに加えて、今子ども議会を学校に呼びかけて、やりましょうということについては、私は一切考えておりません。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） 議員お述べの子ども議会の重要性というものは、私も理解をしております。ただ、この子ども議会を進めるに当たっては、行政と教育委員会と議会とが協力し合ってやることで効果が得られると私は認識をしております。その機がまだ熟していないのが今の田原本であるかなと私は考えております。

そこで、今先生が言われている子どもの意見、中学生の町に対する意見を聞くということに対しては私は大賛成でございますので、そういう場を来年度以降持てるように、まずは意見交換の場、そして中学生の子どもたちがこの田原本にどのように考えておられるのかという意見を聞き、それを行政に反映していくということは否定はいたしませんので、そういう場をまずは設けていきたい、そして機を熟していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 松本議員。

○12番（松本美也子君） 反射たすきなんですけれど、3学期から試験的にモデル的にやっていただけなのかという、今高齢者の事故も含めてですけれど、かなり子どもたちが被害を受ける事故が発生しております。本当に暗い場面で、はっと間際になって気がつくことも、私たちも運転しながらはっとすることも、ひやっとすることもあります。この反射たすきは遠くからでも光りますので、その心づもりをして、あそこから人が歩いてくるということで運転手もそういう形で安全に運転できるかと思えます。今は事故が起きていないですけれど、起きてからでは遅いので、そのことももう一度検討していただきたいと思えますし、そのお返事は先ほど教育長から明確にいただけていないので、今年度が無理だったら次年度はしていただけるのかという、していただけることで検討はしていただいているのですけれど、時期的なものをお聞きしたいというところと。

天理南中学校ではクラブを中心に、クラブから帰る子どもたちを時間を決めて、冬季は何時から何時までとか時間を決めて、この時間以降に帰る子どもたちには反射たすきをということで決められているようです。全国的にいろんなところで今交通事故が多い中で、反射たすきの配布をされたり、いろんな形で対応されたりしながら着用実施をされているようなので、本町として次年度にそういう形に明確に実施を、実施内容はともあれ、実施していただけるのかということ再度お聞きしたいということ。

子ども議会に関しては、18歳、高校生も参政権というんですか、投票できるようになりました。あるところでは模擬議会もされている状況でございます。意見を聞くことと、この議会で体験することと、両方大事じゃないかと思えます。今教育長から厳しい、考えておりませんというお答えをいただきました。現時点では教育現場のこともあり、そういうふうには教育長としておっしゃったかもしれないんですけど、今後検討して開催するというので検討していただける余地があるのかどうか、最後にお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（西川六男君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） 申しわけありません。厳しく答えたつもりはないのですが、大変申しわけありません。

それから、たすきにつきましても、言葉足らずで申しわけございませんでした。これも先ほど申し上げましたけれども、交通安全協議会のほうから取り寄せまして、今のところ200本は用意できるかなということですので、議会終わりましたら両校長と話をしまして、今言いましたように、3学期に義務化というところまではいきませんが、モデルとかそういう大層なものじゃなしに、こういういいものがあるよと、だから積極的に子どもたち、また保護者と相談をしてくれて、やってみてくれないかというようなことについては推進をしていきたいと。ただ、先生おっしゃったように、3学期から義務化についてはちょっと今すぐお約束ができないという意味でございます。

それから、子ども議会につきましても、いたしませんというようなこと、考えておりませんというようなこと言いましたけれども、町長が今答弁しましたように、それまでにちょっとミーティングのような形で、町長と懇談会みたいなんしたらど

うかと。町長自身は子ども議会については、以前からちょっと教育委員会のほう考えてみないかということは宿題をいただいていたわけですがけれども、現在させていただく、まだ学校とも調整ができておりませんので今のような答えになりましたけれども、まず町長がお答え申し上げましたように、いわゆる町政についての子どもミーティング、多分生徒会が中心になるとは思いますが、そういうような形は来年度に向けて徐々にやっていきたいと思っておりますし、子ども議会を全面的に否定するものではございません。ただ、直ちに今やりましょうということについては、どうしてもできないということをおっしゃっていただいたところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 議長（西川六男君） 以上をもちまして12番、松本議員の質問を打ち切ります。
これをもちまして一般質問を打ち切ります。

総括質疑（議第44号より議第60号を除く議第62号までの18議案について）

- 議長（西川六男君） 今回定例会に一括上程いたしました議第44号、平成28年度田原本町一般会計補正予算（第4号）より議第59号、指定管理者の指定について及び議第61号奈良県広域水質検査センター組合を組織する市町村数の増加及び規約の変更について及び議第62号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更についての18議案について、去る1日に行われました町長の提案理由の説明に対して、総括質疑を許します。

質疑ありませんか。10番、吉田議員。

- 10番（吉田容工君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回たくさんの議案が出ていて、私が所管している委員会の分もたくさんありますので、それ以外の委員会の所管の分について質問をさせていただきます。

まず、議第44号、平成28年度一般会計補正予算（第4号）について質問します。

このうちの私の所管以外の案件は、20ページの中学校管理費ということになるかと思っております。中学校管理費についてですが、今回中学校給食を実施するという

ことで、基本実施設計業務委託料1,000万円というものが上がっています。なぜこんな予算が上がってきたのかなということではわからない面がありますし、28年度の当初予算が基本設計の委託料ということで1,300万円が計上されていると。今回はその基本設計をして、それに基づいて実施設計をするという段取りを省いて、基本設計と実施設計をまとめて発注すると、同じ業者に発注するというふうに変えたというのが1,000万円だと聞いています。それで、なぜこういうことになったのかということと、この今までからするとイレギュラーな発注するというところの効果について答弁を求めます。

○議長（西川六男君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） 中学校給食の基本設計につきましては、当初基本設計を先行することにより、給食調理施設の整備方針、建設場所、施設の規模などをより明確にできるとの考えから、平成28年度に基本設計を行い、29年度に実施設計を行う方法を選択いたしました。そして、今年度は5月に策定いたしました中学校給食基本方針をもとに、町長部局と協議を進め、給食の方式を自校方式と決定し、この半年間、両中学校の給食調理施設建設について、8月には教育委員会事務局に建築士を配置して立地条件などを調査し、建築基準法等の関係法令に照らし、建設場所などの調査検討を行ってまいりました。特に、田原本中学校は第一体育館跡地を利用できないかとの意見もあり、県の建築課や中和土木事務所に相談を持ちかけ、検討を重ねましたが、建築基準法の制限や立地条件等により断念をいたしました。このような作業に時間を要したため、基本設計についてはまだ発注しておりません。建築士により周辺環境などの条件や道路、工事車両等の進入路との関係、給水排水などの現況、用途地域建築規制の確認など基本設計の事前調査に当たる部分がある程度整理できましたので、来年度予定しておりました実施設計を前倒しして委託料1,000万円の補正予算案をお願いし、1,300万円の基本設計業務委託料と合わせて次年度に繰り越して来年6月に基本設計を、11月には実施設計の完了を目指すものでございます。

このように基本設計は実施設計を進める上でその名のとおり基本となるもので、設計業務の流れとしてこれらを同時に進めることで基本設計の検討経緯や設計意図をスムーズに実施設計に反映することができ、結果的には全体の設計費用の減額、

設計期間の短縮につながります。こうしたことから、このたびの給食調理施設につきましては基本設計と実施設計を一括して発注することといたしました。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 基本設計と実施設計と、当初は、用地が早く決まっていたらもっとできたのにということで、こうしましたと。わからないのは、合冊で基本・実施設計を発注したとしても、基本設計ができ上がるのは来年6月、実施設計ができ上がるのは11月。そんなに日にちが何でかかるのかなというのが、私達素人の考え方なんです。用地をどこにするかと決めたら、いわば12月にでも入札をして基本設計を3月か4月に上げろというぐらいのことはできるんじゃないかと思うんですよ。そんなに複雑な設計ではないでしょ。場所が決まったら、給食の食材を受け取る場所、そして加工する場所、あとでき上がったものを授受する場所、これをつくるのに何で6月までかかるのかというのがわからない。当初からいくと、今年度中に基本設計をして、来年度に実施設計をすれば、12月でも発注したら3月末にできるんじゃないかと思うんですけれども、なぜそれをせずに、こういう提案をしているのかが説明がわからない。

もう一つ、今設計の業務の減額につながるという回答をされましたよね。どれだけ減額になるのか、なぜ減額になるのかというところも入れて説明をお願いします。

○議長（西川六男君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） 今のご質問に対しましては、中学校給食の導入のスケジュールをまずご説明させていただきますと、この中学校給食につきましては、国庫補助金の活用を考えております。それで、国庫補助金の申請につきましては、29年6月、来年度の6月に文部科学省に学校施設環境改善交付金に係る施設整備計画を提出いたします。この施設整備計画を提出して採択されますのが、次の年の4月ぐらいになります。ですから、30年度の第1回定例会に予算案を提出させていただき、国が採択すれば入札、契約議案の議決等の手続を経て、給食調理施設の建設等に着手してまいりたいと考えております。ただ、国で補正予算等があり、前倒しされる可能性もありますので、来年11月の実施設計の完成を目指しております。

次に、基本設計と実施設計を合体させた場合の経費の減額でございますが、別々

に発注するのに比べて2割から3割程度減額できるものとは考えております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 私が質問したことと全然違うよね、答えていることがね。

何で基本設計を今年度、12月でもやったら良いじゃないかと、そしたら3月でも4月でも答え出せと。業者なんていくらでもやってくれるじゃないですか。現場を見て、いろいろ町とどんなものが欲しいのかということ打ち合わせしたら、設計書なんて図面の上だけの話ですよ。それを持ってきて、これだったらどうなるかという実際の動きを確認する、これで基本設計できますよ。簡単な話ですよ。それを何か仰々しく、6月にでき上がるんだと、今からね、そんなことしなくても今から発注したら3月末にでき上がるじゃないかと。場所決まったんでしょ。場所決まったらですね、あとはどういうレイアウトするかだけの話じゃないですか。1週間あったらできますよ。本当に吟味して意見交換を図って、良いものする、3カ月あったらできますよ。何でそれをせずに一体で発注するのかと。一体で発注したら、いわば一から全部業者と一緒にやっているから、6月に基本設計上がったら、実施設計なんて、いわば2、3カ月でできますよ。11月を待たなくてもあつという間にできますよ。なぜこんな提案をされているのかわからない。業者なんていくらでもやってくれますよ、お金出すのですから。何で提案したのですか、基本設計と実施設計を一緒にやるという、こんな提案せずに、議会にかけることなかったらもう発注できるでしょう。予定どおりじゃないですか。

2割から3割減額できるということを言われました。どこがどう減額できるのですか。基本設計が減額できるのですか、実施設計ができるのですか。それとも、建築の管理が安くなるんか。どれがどう減額できるのですか。根拠というのを示してください。

○議長（西川六男君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） まず、このたび補正予算案を議決いただきますと、直ちに入札等の手続に入って発注をいたします。そこから発注しますので、年明けになってくると思います。そこで、基本設計においては地盤の強度の調査とかも必要でございますし、さらに基本設計図書の作成、概算工事費の算定、それらがございま

す。また、実施設計については基本設計をもとに実施設計図書の作成などの時間を見ております。

それと、費用についてなぜ減額できるかといいますと、先ほど申しましたように、同時に進めることで打ち合わせの回数であるとか、重複する工程が省くことができますので、減額できるものと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 全然答えていない。何でこれ一緒に発注することになったのかということに対して全く答えていない。当初予算どおり基本設計を出したらいいんじゃないですか、議会にかけないで12月に。できるでしょう。1月に発注するか12月に発注するかで1カ月違うだけじゃないですか。早く発注したら6月が5月にできるじゃないですか。それに全く答えていないよ。答えさせて。

○議長（西川六男君） 教育部長、どうですか。

○教育部長（竹島基量君） それは先ほどもお答えしているとおり、効率的に、半年間場所の選定に時間を要したことがありますので、実施設計も効率的にできるという考え方からでございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 全く答えになっていません。12月に発注したら5月にでき上がるでしょう。間に合いますよ、十分。違うんですか、どう差があるのですか。その点ではもう3回以上の質問ですので、委員会のほうで審議でよろしく願いします。

次に、議第46号、平成28年度住宅新築資金等貸付事業特別会計について質問したいと思います。

これは、この議会にかけなくては駄目なのかなというのがわからないわけですが、この特別会計を今年度で終了すると、終了するときの絵を描くというのが今回の提案だろうかなと思います。その点では、この住宅新築資金貸付会計で、ちょっと簡単な質問をしますけれども、貸付残高とそれから基金残高と今回の補正額の差があるというところと、あと今後は管理をするに当たってどれぐらいの費用が要るかということについて答弁を求めます。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず、貸付残高でございます。貸し付けの残高につきましては、未納になっている2件がありまして、昭和55年度に550万円を貸し付けし、約170万円が未納となっているもの、また平成3年度に640万円を貸し付けし、約347万円が未納となっているものでございまして、合わせまして517万円余りでございます。

次に、基金残高と補正額の関係ということでございますが、基金残高につきましては平成27年度末で約557万2,000円で、今年度の預金利子2,000円を加えますと557万4,000円となります。このうち今年度の収支不足の補填として43万8,000円を使いますので、残りが513万6,000円となります。今年度で会計が終了いたしますことから、この会計に係る基金の残高を一般会計に繰り出しをするものでございます。

次に、今後の管理方法でございますが、貸付金回収管理組合負担金など経常的な経費は一般会計に計上します。また、未収金が歳入となる場合も一般会計に計上いたします。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 補正額は基金繰り入れは509万9,000円なんですね。今部長の話から509万9,000円という答えは全然出てこなかったんですけども、その辺の説明がなかったということと、今後の管理としたらどういう中身が要って、どのぐらい要るのかと、毎年ね、その辺についても答弁願います。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず、基金の繰入金の予算額につきましては、当初予算47万4,000円を計上いたしておりました。今回509万9,000円を増額いたしまして、最終予算が557万3,000円となるものでございます。

まず、当初予算で収支の不足が47万4,000円と見ておりましたが、これが43万8,000円の収支の不足となることで、若干補填の金額が減ったということでございます。557万3,000円の補正額の利用につきましては、平成27年度末の基金の残高が557万2,000円でございますので、そこに28年度

利子2,000円が生じますので、557万3,000円がまず基金の最終的な額に合わせた予算額でございます。このうちから28年度の収支不足額、これ予算書に出ておりませんが、43万8,000円を28年度の収支不足という形で使いますので、差し引きをいたしますと513万6,000円が残るということでございまして、その残った分が予算書の歳出の繰出金513万6,000円と一致をいたすものでございます。

それから、今後の資金不足についてのお尋ねでございますが、この会計はもうこれで終了いたします。ということで、この会計が終了して513万6,000円が黒字になったということでございますので、今後、歳出は経常的な経費、回収組合での負担金等の分についてでございますので、10万円までの額が毎年経常的に発生をするということでございます。

それから、未収金につきまして、収入があれば一般会計のほうでそれを収入をするということでございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） この分については、後から出てくる議第52号の議案が採決されてからこの話になるということだと私は思っているのです。議第52号の話を少し聞かせていただきたいと思っています。

議第52号は、田原本町特別会計条例の一部を改正する条例で、今の住宅新築資金等貸付事業特別会計を29年4月1日に廃止するという出されています。それで、この特別会計は51年からですから41年間あったと、その間にどういう動きがあったかと、全体の動きを知りたいと思いますので、款ごとの累計額というのを示していただきたいなと思います。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 会計が設置された後の累計額の款ごとというお話でございますので、まず歳入から申し上げます。歳入につきましては、貸付金、返還金等の諸収入が5億4,000万円、地方債が3億3,200万円、国庫支出金が1億1,300万円、県支出金が7,100万円、基金繰入金が3,200万円、繰越金が2,000万円、財産収入が800万円、合計が11億1,600万円となります。歳出でございますが、貸付金が4億4,900万円、公債費が6億1,9

00万円、積立金が3,600万円、総務費が700万円で、合計11億1,100万円で、差し引き500万円の黒となります。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） なかなか勘定がどうなのかというのがわからないんですけども、貸付金は4億4,900万円、住宅新築資金貸し付けあるいはリフォーム貸し付けあるいは用地を購入する貸し付けと、合計が4億4,900万円貸し付けされたということですよね。そのうちから元利金で返ってきたのが5億4,000万円と、ですよね、あと500万円足りないと、残っているということだと思います。

それで、貸し付けするに当たって、地方債を起こして貸し付けの資金を手当てするところをされたのかなと思っているのですが、それが3億3,200万円、あとは国庫支出金1億1,100万円、これを足すと4億4,500万円ですから貸付金の4億4,900万円に等しいかなという思いがするのですよね。そうなってきましたらね、何でこんなにお金が必要かなということですけども、公債費として6億1,900万円も払っているわけですよね。貸し付けた額が4億4,900万円で最終全ての額が5億4,500万円と。ところが、借金返済で今年度終わるそうですけれども、支払い分が6億1,900万円ということになりますと、6,500万円ほどたくさんお金が必要と。ということは、借金の額、金利がそれだけ高かったのかなということになるのかなと。その点では、これは結果として500万円の残高が出たと、基金が残ったということにはなっているのですが、それだけ町が持ち出したということだと思うんですけども、まあこの制度が同和対策事業ということでやっておられますから、それもしょうがないのかなという面もあるのですけれども、その点では正確にこの事業はどうだったのかなというところをやっぱり明らかにするのがこの会計を締めるに当たって必要じゃないかと思うんですけども、この事業に当たってどれぐらいの身出しを皆さんにお願いしたか。それとも、それは交付金で賄われたのかというところの総括みたいな話になりますよね。やっぱり会計を締めるに当たってはそういう話が必要だと思いますので、この住宅新築資金貸付事業がどういう事業であって、どういう負担を町がしたかというところの説明をお願いしたいのですけれども、できますか。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず、事業の趣旨でございますが、同和対策事業といたしまして住宅の新築資金、それから改修資金、それから宅地取得資金というこの3種類の貸付事業を町が行っておりました。貸付事業は町が実施主体でございます。まず、いろいろお話があったんですけれども、ご本人さんが町から貸し出す金利と、町はそのまま一般財源で地方債を用いずに貸す場合と2通りがありますけれども、資金を地方債で調達をしたということでございますので、町が貸し付けを使う利率と町が借り入れをする利率は大きく差が生じます。先ほど地方債の借り入れが3億3,200万円であるのに、実際に償還したのが6億1,900万円というふうなお話でございます、この差が約2億8,700万円でございますが、おっしゃったように元金プラス利子、起債の償還に係る利子でございます、おおむね25年の償還につきましては大体5.5%になりますと元金の倍になるという形になりますので、地方債を活用することによって貸し付けの利率が生じたということでございます。

それから、ご本人さんに貸し付ける場合には、町が100%じゃなくって、国庫の補助金も4分の1ほどついておりましたので、実際に町から貸し付けたのは国庫支出金、県支出金に変わった時代もございますが、その残り分を町が地方債を活用して資金を貸し付けたということでございます。ですので、町はその貸付人さんに低利に貸し付けた、逆に貸し付けの資金としての地方債の利率が高くありますので、その差を負担をしたということでございます。それで、町の持ち出しというお話でございますので、ここにつきましては国庫、県の補助金がございますので、先ほど申し上げました歳入につきましては、町の一般会計の負担というのがないということなんです。

それから、あと総括ということでございますが、貸し付けを行いました、結果的には返済が滞っておればこの会計というのはマイナスになりますが、一部償還がなされていないものもございますが、全体としては貸し付けをした債権が返ってきた形になるので、こういう収支になったと認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

- 10番（吉田容工君） 今の説明で、結果的に幾ら町が負担したのかということですよ、それちょっとわかりますか。
- 議長（西川六男君） 総務部長。
- 総務部長（持田尚顕君） 先ほど歳入で申し上げましたけれども、財源につきましては国県支出金、それから地方債ということ、それから諸収入でございますが、これ借りた方からの返還でございますので、町がここに繰り出しをしたという数字は出てこないと認識をいたしております。
- 10番（吉田容工君） もう3回行ったかな。
- 議長（西川六男君） はい。
- 10番（吉田容工君） さっきの2回しかしなかったから、もう一回いけませんか。
- 議長（西川六男君） 議第46号は2回やったね、はい。
- 10番（吉田容工君） もし答えてもらえるんだったら、一応言っておきますけれども、財産収入800万円というのが何かというのを後で教えていただけたらと、わからないんで、答えていただけないんだったら、まあ仕方ないんですけど。もしいただけるんだったらお願いします。
- 議長（西川六男君） はい。
- 10番（吉田容工君） あと、次に議第51号、一般職の職員の給与に関する条例について質問させていただきます。

一応これは給与改定と、人事院勧告あるいは奈良県の勧告に基づいて田原本町も給料改定するということです。それで、ちょっと見ているだけではわからないんで具体的なことを聞きたいんですけども、給料表を改定されたら実際どれだけの給料が増えるのか、一人一人の方については教えていただいてもいいですけど、覚え切れませんので、全体としてどれぐらい増えるのか、減るのか、あるいは勤勉手当についてはどれぐらい増えるのかということ、あと扶養手当ですね、これも配偶者手当と扶養手当を変えておられますので、その点を変える理由と、増えるのか減るのかと、あと夏期勤勉手当という言葉が出てこないの、その点では夏期勤勉手当を変更するというのはどこに書いてあるのかと。そして、介護休暇と介護時間ということで、今までは介護休暇だけだったのが、介護時間という制度ができたとい

うことで書いてあると、これについて簡単に説明をお願いしたいと思います。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） それでは、先ほど議第52号の特別会計の関係の収入で財産収入が何かというお話でございますので、これにつきまして基金の利子でございます。

それから、議第51号の一般職の職員の給与の関係でございます。

まず、給料表の改定で給与はどれだけ増えるのか、また勤勉手当は増か減かというお話でございますので、給料表の改定につきまして、全会計で約330万円の増額となります。それから、これとは別に勤勉手当が0.1月分増になりますので、これが全体で950万円の増となります。

次に、扶養手当を改定する理由ということでございますので、配偶者に係る扶養手当につきましては、民間企業における家族手当の見直しがなされていることや、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向により、人事院において検討がなされました。女性の就労の変化に伴い、民間企業では配偶者手当の支給率が減少傾向となっていること、また公務においても配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあることにより、配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額することが適当であるとされております。また、子に要する経費の実情、少子化対策の推進を考慮することで、子に係る扶養手当を充実させることが適当であるとの人事院の見解もあり、本町も勧告どおり段階的に扶養手当の改定を行うものでございます。

それから、夏期勤勉手当の変更をする規定ということでございます。冬と夏、両方ございますが、夏期勤勉手当の変更の規定につきましては条例の第2条に規定しておりますが、議案書の12ページの下から5行目でございますが、16条第2項第1号中、100分の90を100分の85としております。これが勤勉手当の率でございます。勤勉手当の支給率は6月、12月とも同じでございますので、本年12月に0.1月分を引き上げ100分の80から100分の90にいたしますが、来年6月と12月ともに0.05月分を均等に配分するため、100分の85と改正をするということでございます。

それから、介護休暇と介護時間の違いでございますが、まず介護休暇につきましては、日または時間単位の無休の休暇で、配偶者、父母、子、配偶者の父母等が負

傷、疾病または老齢により介護が必要となった場合において、1つの疾病等の状態ごとに通算して6カ月まで取得することができます。また、その取得については3回まで分割ができるということでございます。

それから、介護時間でございますが、1日当たり2時間までの時間単位の無休休暇で、介護休暇と同様の条件の対象者が介護が必要となった場合において、1つの疾病等の状態ごとに3年間まで取得をすることができるということでございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 聞きたいのは、一応給料表で改定、これいつから改定になるのかというのがどこに書いてあるんかわからないんですけども、いつから実施するというのが書いていないですよ。その点で非常にわかりにくいのかなど。この給料表の改定はいつからするというのを書いてあるのかなというのは全然どこ見てもわからないと。

先ほどあった話は、夏期手当が85になるというのは4月1日からなるということですけども、1条の改定はね、いつから実施されるか。1条の改定、要するに夏期手当も上がるわけでしょ。夏期手当も冬期の手当も、両方とも100分の90にするわけでしょ。そしたら、払い過ぎじゃないですか。そんな気がするんですけど。実施時期はいつで、1条で夏期手当も冬の勤勉手当、両方とも100分の90にするんだったら上がるんじゃないですか。ではないんですか。その辺はどう区別して書いてあるのかわからないので、確認したいということと。

あと、ついでに言ったら、地域手当を5%から3%に変えるのですかね。それがうたわれていると。今、給料表の改定で330万円と、それであとは勤勉手当で950万円と、合計120万円の全体としたら人件費が増えると。それでちょっと扶養手当の関係で答えてもらったんかちょっと記憶なかったんですけども、全体としては扶養手当減るのですよね。何かいろんな理由をつけられたのですけれども、子どもの扶養手当を1万円にして、配偶者は6,500円にするのかな。ちょっと理解できていないところはありますけれども、そういうことをすると結果的にもらうお金が減ることにつながるのかなど。配偶者を置いて子どもだけ上げるという手も十分考えられるでしょうし、やっぱりお父さん、お母さんを抱えておられる方は介護等でお金が要りますし、その点では扶養手当の一方を下げて

上げるじゃなくて、子どもの扶養手当だけ上げるということも選択肢だろうと思いますけれども、なぜそれをされていないのかということと。

その点では、地域手当を下げて、2,800万円でしたかね、受け取りが下がると。結果としたら、今回の給料の改定で上がる以上に職員の皆さんの手取りが減るという提案がここにされているということだろうと思います。その点も入れて、なぜこういうことになったのかと、なぜ地域手当が5から3に下げなくては駄目なのかという説明もあわせてお願いします。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず、給与の施行規則の関係でございますが、議案書の15ページでございます。

それで、そこに附則がございまして、施行期日等という記載がございます。その1の中の、この条例は公布の日から施行するということでございます。その中で、今の関連の給与、それから勤勉手当につきましては、その2の中の第1条の規定による云々というところの5段目にございますが、28年4月1日から施行し、そのまた下でございますが、平成28年12月1日から適用するというところの規定でございます。

それから、扶養手当が29年度でどれだけ影響するのかということでございますが、配偶者の分は段階的に引き下がり、それにかわって子どもの分が逆に増になるということでございますが、平成29年度におきましては支給の関係でいきますと14万円の減になるところでございます。

それから、地域手当でございます。地域手当が5%から3%に2カ年をかけて行うということでございます。地域手当につきましては、平成27年度から5%支給をしております。本来、国の基準、田原本町の地域では5%ではなく3%となっております。平成27年度の当初は町内にあります県の施設に勤務する職員の手当が5%ということもございまして、その国の基準の3%と考えるのか、近隣の市町の状況も含めまして、県の基準を参考に5%と変更させていただいた経過がございます。しかし、国の基準を上回っていると、支給をしているということが全国でも限られております。県内におきましても、国の基準を上回っておるのは田原本町のみともなっておりますし、全国的にも町村では40団体と聞いております。そうい

ったことから、本町といたしましても地域手当の支給率を国の基準の3%に戻したいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） そしたら、今の説明によると、給料表の改定は4月1日にさかのぼって改定しますが、勤勉手当については12月1日から実施すると。だから、夏期の勤勉手当は100分の90にならないということですね。

あと、それとやはり地域手当を、3%から5%にしたわけですよ、2年前にね。そういうイレギュラーなことをするときには、やはり議会に、これはイレギュラーですよと言うてもらわないと、なかなか気がつかない。結果として2年間だけ職員さんは上がったけれど、下がったら痛いですよ、今度はね。やっぱり生活費というのは広げるのは簡単ですけど、縮めんのは大変ですから、その点ではそういう国の人勧が下がったからしょうがない、それはありますけれども、こういう特殊な事例として田原本だけがやったということは、やっぱりちょっと戒めてほしいなと思いますし、これはやるときは堂々と議員の皆さんに、これは他にやっていませんがうちだけやりたいんですと言うてもらったら、皆さん、よし、良い事だと賛成してくれる可能性が多いですので、その点では堂々と行ってほしいなと思います。

それと最後に、わからないのが、先ほど言われた附則の中の、附則の5というのがいくら読んでもわからないということで、附則の5について何が書いてあるのかということをお知らせするように説明してください。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○10番（吉田容工君） 先に、別のことでよろしいか。

○議長（西川六男君） はい、どうぞ。吉田議員。

○10番（吉田容工君） 別のことで聞きますわ。別のことといたら議第54号しかないのですが、これは教育委員会かな、体育館ね、今回改定すると、定住自立圏構想の関係ですということですので、この改定については10人未満等という新しい基準が入っていると。これについてなぜこんな規定が入ったのかと、今まで以上に高くなるのではないかなという心配をするわけですが、その説明と。天理市等の施設は、田原本町が天理市の市民並みの料金で使えるというところ

があるのかと、それはいつから使えるのかということと、今回の施行時期がなぜ29年4月1日なのかという3つについて答弁を求めます。

○議長（西川六男君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） まず、10人未満の新しい基準が導入されております。

これにつきましては、現行の規定では別表第1にございます使用区分の備考で、個人が使用する場合は、トレーニング器具を用いて使用するとき、卓球の練習をするとき、その他、その使用主体が1人または数人であって、小面積を使用する場合で、教育委員会が認めたものを言うという規定になっております。今回の改定では、個人が使用する場合について、10人未満でかつ床面積の10分の1の部分を使用する場合と明確にしたものであり、料金改定ということではございません。

次に、天理市等の施設等を市民並みの料金で利用できるかのご質問でございますが、本町が新たに参加いたしました大和まほろば定住自立圏内の体育施設の相互利用を促進し、利便性の向上を図るためのもので、一部を除いてそれぞれの市町村の施設をそれぞれの市町村の料金で利用することができるものでございます。

施行期日は、なぜ平成29年4月1日なのかということでございますが、町民の方々を初め、圏域内への周知期間も必要なことから、それを考慮して、年度当初からの施行をとしたものでございます。ただ、定住自立圏については昨年4月から施行されておまして、田原本の町民の方であれば天理市はじめ圏内の施設を利用できるわけですが、ただこの間、11月30日にビジョンのほうが決定的なことで、近々ホームページ等で公表されるとのことでございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） そしたらね、一応田原本の人が天理の体育施設を利用できると、それも市民並みの料金でできると、それは既に今でもできるということですよ。田原本の人が利用できるのは今でもできる。天理市の利用できるのは4月からですよ。やっぱりちょっと齟齬がありますよね。その点では、今田原本町の人が天理のこの施設を市民並みで使えますよという公表というのがホームページという話がありましたけれど、町の広報では何月にするのですか。もう今できるわけですからね、これはもう早くしたら、それにこしたことはないと思いますけれども、そうなってくると、何もこの田原本町の施設を天理の方が利用できるのを4月1日ま

で待つ必要もないのではないかと思うわけですよ。例えば3月1日からできます、2月1日からできます。できるでしょ、やろう思ったらね。その点では相互の関係からすると、天理の施設は今でももう使えますよと、天理の人は田原本使えませんよと。これは相互の定住自立圏の考え方からしてもおかしいのではないかと思うわけですが、それはやっぱり4月1日しか駄目だということがね、何でやと、ただ単に新年度からやと、頭かたいと言われるだろうと思うんですけども、その辺ちょっと答えてください。

○議長（西川六男君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） まず、広報につきましては、ご議決をいただきまして、これからでしたら2月号の広報が直近になります。それと、先ほど申しましたように、天理市等の方々が利用できないということがございますが、先ほど申しましたように周知期間等もございますので、年度当初から施行とさせていただきたいということがございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） ちょっと私の質問したこと理解しておられないんですけどね。天理の施設を使えますよという周知を2月号に出すのですか。違うかったでしょう、今回の条例が決まったものを周知するのは2月号に載せますよという話かわからないけれども、天理の施設を皆さん使えますよと、三宅や川西のを使えますよとなったのかどうか知りませんよ、最低限天理は使えると思うんですけども、それを皆さんに知らせるのはいつですかと聞いたわけです。

○議長（西川六男君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） それが、天理市のホームページも田原本町のホームページにもアップされるというのが近々ということがございます。（「広報でいつされるか聞いているんです」と吉田議員呼ぶ）

広報は2月号でございます。（「2月号で、天理のこれが使えますよというのが載りますね、2月号」と吉田議員呼ぶ）

はい。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚頭君） 失礼いたしました。給料表の改定の附則の関係の5でご

ざいますが、これは扶養手当に関しては特例がございまして、平成30年3月31日までの間における扶養手当について段階的に減額、もしくは引き上げということになりますので、簡単に申し上げますと、平成29年度につきましては配偶者が1万3,000円でございますが、これが1万円となり、子に係ります扶養手当は6,500円が8,000円となる。次に、平成30年度におきましては配偶者の扶養手当1万円から6,500円に、これで6,500円に他の扶養手当と同額になるということでございます。子につきましては、29年度の8,000円から30年度1万円という形になりますので、2カ年かけて段階的に措置をするというのが主なこの内容でございます。よろしく願いいたします。

○議長（西川六男君） よろしいですか。

○10番（吉田容工君） 1分。

○議長（西川六男君） 1分。

○10番（吉田容工君） もう1つ。

○議長（西川六男君） はい、どうぞ。

○10番（吉田容工君） それでは、せっかく通告したのに質問せんかったら怒られますので、議第53号、税条例について聞きます。

議第53号の税条例では、1つだけ聞きます。第1条の中に第19条というのがあって、その中の1、2、3、4で、3、4に書いてあるうちの中身を抜き出して5、6をつけるという改定だと。この19条には1、2、3、4までの項目があって、これについては何々するまでの期間という計算の仕方が書いてあると。5、6については、経過する日ということだとまってあると。1、2、3、4は何々するまでの期間という表示してあるのに、5、6が何で経過する日という、その日だけしか書いていないのかと。その日までじゃないかと思うんですけども、書き方が統一性がないのは何でかという質問をしたいんですけども、よろしいか。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） までなのか、日まで、期間というお話でございますので、第43条第4項、それから第48条第5項、第50条第4項のそれぞれの第1号のまでの期間につきましては、当初課税から減額更正までの期間であります。第2号のまでの期間は、減額更正から増額更正までの期間であり、合わせますと当初

課税から増額更正までの期間となるということを記載をしているところでございます。（「5号、6号は。までの期間という表示が何でないのという簡単な質問ですわ」と吉田議員呼ぶ）

○議長（西川六男君） 追加答弁できますか、はい。

○総務部長（持田尚顕君） それで、までの期間を延滞金の計算期間から控除するもの、言いかえますと増額更正までの期間は延滞金を徴収しないという形にはなりません。（「わかりませんね」と吉田議員呼ぶ）

○議長（西川六男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれで散会いたします。ありがとうございました。

午後2時15分 散会